

隠岐の島町過疎地域自立促進計画

(平成22年度～平成27年度)

島根県隠岐の島町



目 次

| | |
|--|----|
| 1 基本的な事項 | 1 |
| (1) 隠岐の島町の概況 | 1 |
| (2) 人口及び産業の推移と動向 | 5 |
| (3) 隠岐の島町の実財政の状況 | 8 |
| (4) 地域の自立促進の基本方針 | 10 |
| (5) 計画期間 | 11 |
| 2 産業の振興 | 12 |
| (1) 現況と問題点 | 12 |
| (2) その対策 | 16 |
| (3) 計画 | 20 |
| 3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進 | 22 |
| (1) 現況と問題点 | 22 |
| (2) その対策 | 25 |
| (3) 計画 | 28 |
| 4 生活環境の整備 | 32 |
| (1) 現況と問題点 | 32 |
| (2) その対策 | 34 |
| (3) 計画 | 36 |
| 5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | 39 |
| (1) 現況と問題点 | 39 |
| (2) その対策 | 40 |
| (3) 計画 | 42 |
| 6 医師の確保 | 43 |
| (1) 現況と問題点 | 43 |
| (2) その対策 | 43 |
| (3) 計画 | 45 |

| | |
|-------------------------------------|----|
| 7 教育の振興 | 46 |
| (1) 現況と問題点 | 46 |
| (2) その対策 | 47 |
| (3) 計画 | 49 |
| | |
| 8 地域文化の振興等 | 50 |
| (1) 現況と問題点 | 50 |
| (2) その対策 | 50 |
| (3) 計画 | 51 |
| | |
| 9 集落の整備 | 52 |
| (1) 現況と問題点 | 52 |
| (2) その対策 | 53 |
| (3) 計画 | 55 |
| | |
| 10 その他地域の自立促進に関する必要な事項 | 56 |
| (1) 現況と問題点 | 56 |
| (2) その対策 | 56 |
| (3) 計画 | |
| | |
| 11 過疎地域自立促進特別事業分 | 57 |

1 基本的な事項

(1) 隠岐の島町の概況

(自然・地理的な特色)

隠岐の島町が位置する島後は、島根半島の北東約 80km の海上に位置し、隠岐諸島の中で最大の島で面積は 242.95 km²である。島はほぼ円形に近い火山島で、隠岐の最高峰大満寺山(607m)を中心に 500m級の山々が連なり、これを源に発する八尾川、重栖川、中村川流域にそれぞれ平野が開けている。

島の周辺全域は、昭和 38 年に大山隠岐国立公園に指定され、雄大な海岸風景や急峻な山並み等が風光明媚な景観を醸し出している。

また島は、西郷港など天然の良港に恵まれ、周辺の海域は、北からのリマン海流と南からの対馬海流の影響を受け、国内有数の好漁場となっている。

本町に属する「竹島」は、本町の北西約 157kmに位置し、面積は 0.21km²の小島であるが、周辺海域は排他的経済水域であり、大和礁や新隠岐堆が広がり良い漁場となっている。しかし、昭和 29 年に韓国が警備隊を常駐させてから竹島には近寄ることさえ出来ず、国土を不法に占拠され主権を侵害されているだけでなく、経済的にも漁業水域を侵され、国益を著しく損なっている。

島根県では、平成 17 年3月に「竹島の日」条例を制定し、本町もこれに呼応して、県と一体となって竹島問題について啓発活動等を展開しているが、今後は、政府の外交努力による平和的な解決と領土権の早期確立が求められている。

気候は、地理上、裏日本型気候に属するが、近海を流れる対馬暖流の影響を受け、夏、冬の気温差が小さい海洋性気候に近い。同じ日本海側の北陸地方と比べると、降水量、降雪量が少ない独特の気候となっており、表日本と裏日本の中間型と見られる『暖冬涼夏』の恵まれた気候である。

(歴史的な特色)

隠岐諸島は、「古事記」の国生み神話の記述の中で「隠伎之三子嶋(おきのみつこしま)」として、本州、九州などと並び、大八島の一つに数えられている。

古くは旧石器時代から、良質の黒耀石が産出され、中四国、北陸地方や遠くは朝鮮半島やウラジオストクなどの大陸まで搬出され、海上交通が拓(ひら)かれたと言われている。

奈良時代から平安時代にかけては、渤海使(ぼっかいし)の来着地の一つとなるなど大陸諸国との外交関係が緊迫化した時代であり海防上の要衝として、また一方で、藤原京跡や平城京跡から隠岐の木簡が出土し、島の海産物や文化の交流に大きな役割を果たしたことが伺われる。また、古代から中世にかけては、小野篁や後醍醐天皇など多くの貴人・文化人が配流された。

江戸時代に入ると、西回り航路の北前船の風待ち港として隆盛を極め、さまざまな文化が

伝わった。

幕末から、明治維新にかけては、松江藩の支配に対し、隠岐維新(隠岐騒動)と呼ばれる島民の蜂起により、81 日の間という短い期間であったが、島民による自治政府が樹立された。

明治2年、明治政府により一時「隠岐県」の誕生を見るが、その後、島根県と鳥取県の間で移管を繰り返し、明治9年に島根県への所属に落ち着き現在に至っている。

島後の町村合併の歴史は、明治37年西郷町、東郷村、中条村、磯村、中村、布施村、五箇村、都万村の8町村が発足、昭和29年7月には、町村合併促進法の適用を受け、西郷町、東郷村、中条村、磯村の4町村が合併し西郷町となり、更に昭和35年11月中村を編入して島後4町村の姿となった。昭和44年4月には、周吉郡(西郷町、布施村)と穩地郡(五箇村、都万村)は、島前の知夫郡、海士郡とともに「隠岐郡」に改められた。

平成16年10月には西郷町、布施村、五箇村、都万村の島後に位置する全4町村が合併し、現在の「隠岐の島町」が誕生した。

(社会・経済的な特色)

本町の隠岐～本土間の交通アクセスは、西郷港を発着し、島根県七類港、鳥取県境港を結ぶ海路と隠岐空港を発着し、島根県出雲空港、大阪国際空港を結ぶ空路がある。

海路は、西郷港から本土へフェリーで約2時間20分、超高速船で約1時間10分、空路は隠岐空港から出雲空港へ約25分、大阪国際空港へ約50分で結ばれている。

しかしながら、冬季および気象状況による欠航等、離島のもつ宿命的課題は未だ積み残されているが、その一つの対応策として、滑走路延長事業に取り組み、平成18年7月より新空港が開港し、ジェット化に対応した空港として地域活性化に大きな期待が寄せられている。

一方、島内交通アクセスを見てみると、車社会の到来に対応すべく、過疎対策事業の推進により国道及び町内を循環する主要地方道の道路交通網の整備がなされ、特に、島内各地から島の玄関である西郷地区の中心地をほぼ20分～30分で結ぶ道路網が整備されつつあり、通勤、通学、通院及び買い物等における行動範囲は広く、町全体で日常生活圏や経済圏を形成している。

しかしながら、これら基幹道路における幅員5.5m以上の改良率は14.9%と低い状況にあり、また、町道についても幅員3m以下の未整備路線が多い状況にあり、観光産業をはじめ島の特性を活かした産業振興を積極的に推進するため、基幹道路に併せ連結

◇位置図



する生活路線、県道を補完する町道について整備を促進していく必要がある。

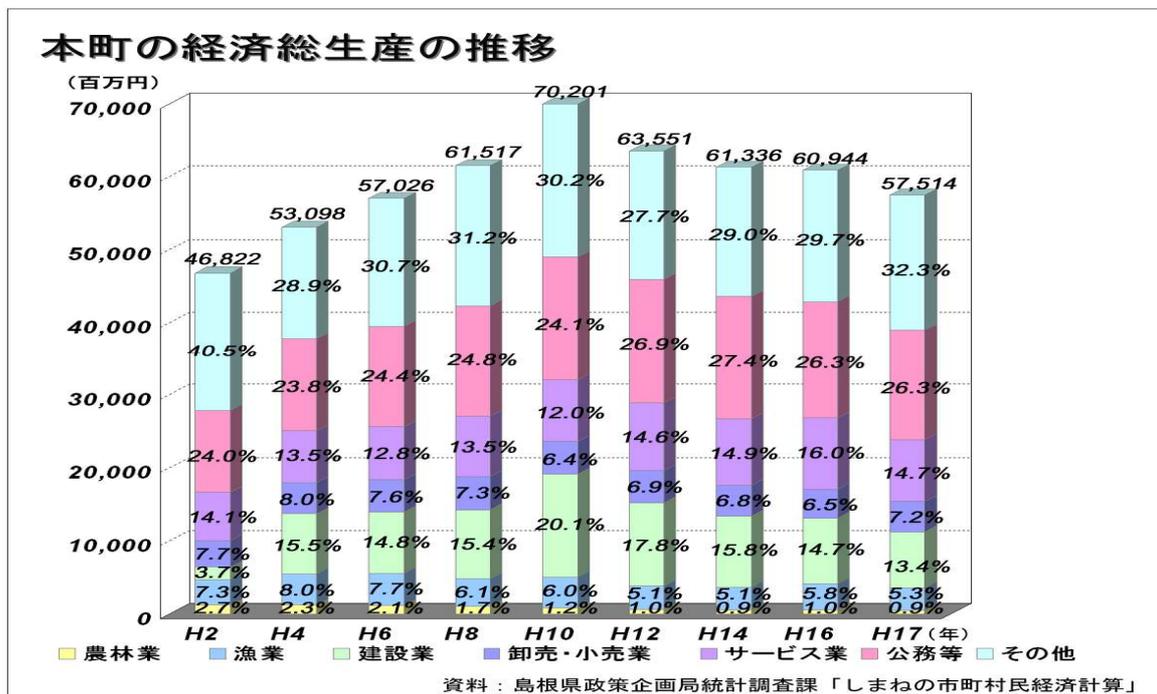
また、自家用車の普及に伴う路線バスの衰退は、高齢者を中心に住民の生活交通の確保に大きな影響をもたらしており、その対策も急務である。

隠岐島は、昭和 38 年大山隠岐国立公園に指定され、その恵まれた自然環境や日本史上重要な意味を持つ文化財等は、貴重な観光資源となっている。

しかしながら観光は、「観る」だけのメニューを中心とした夏季の「短期滞在型」が主体であり、観光入り込み客数は、平成 8 年の42万5千人をピークに減少傾向にあり、多様化、個性化が進む観光ニーズに対応するため通年型観光を目指し、今まで以上に体験型、滞在型観光への転換を図るための新たな観光メニューの創出や、効果的な情報提供と柔軟な対応がとれる体制の強化を図る取り組みが求められている。

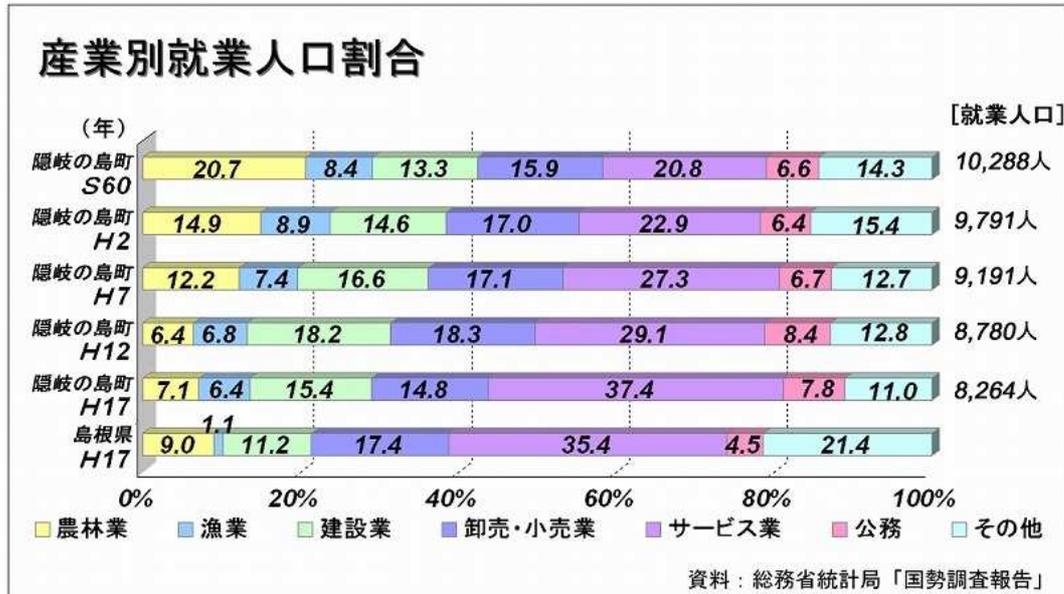
産業構造をみると、農業・水産業を中心に第一次産業を基幹産業として栄えてきたが、近年の経済総生産は、高齢化の進行と後継者不足により、第一次産業の比率は減少傾向にあり、公共事業関連の建設業、飲食店、旅館業等の第2次、第3次産業のウエートが高い。

経済総生産額の推移をみると、行政機関サービスと公共事業による建設業の伸長により高い伸びを示してきたが、景気の低迷と国の構造改革により、平成 10 年の 702 億円をピークとして減少傾向にある。産業別に見ると、農業・漁業を中心とした第一次産業においては、後継者不足、高齢化の深刻化に加え、農作物の自由化、米の生産調整等による生産額の減少、漁業資源の減少からくる漁業の低迷も併せ厳しい状況にある。



就業別人口割合においても、離島の行政区であることから国・県の行政機関があり、第3次産業の職種が比較的高い割合を占めている。反面、第1次産業は急激に減少しており、中でも農業従事者の減少は著しい。

第二次産業の牽引役である建設業は、公共事業に支えられてきたが、ここ数年の公共事業の大幅な削減により、平成 12 年度の 18.2%をピークに低下しており、極めて厳しい状態が続いている。第三次産業は、サービス業の 37.4%を筆頭に全体の約 73%を占め、年々増加傾向にあり、医療、介護サービスの従事者が増加したことが主な要因となっている。



昭和 45 年に制定された過疎法に基づく各種施策、各種事業により、交通通信体系の整備をはじめとし、産業の基盤整備・生活環境の整備・観光レクリエーション施設の整備など社会資本を整備し、離島の「後進性」は改善され、生活水準の向上が図られてきたことは大きな成果といえる。

今後は、益々厳しい経済状況が見込まれる中で、新しいまちづくりを進め、就労の場の確保に努め、住民が安全に安心して暮らすことができる生活環境の整備と、さまざまな地域資源を活用して観光産業の育成を図りながら交流人口の増加に努めることが重要である。

また、離島の持つ「隔絶性」を逆手にとり、国境にある町として、その国家的使命を担うとともに外海離島の持つ機能を十分に発揮し、全国に情報発信を行いながら、新たな交流を生み出し、自立的発展を目指すものである。

(2) 人口及び産業の推移と動向

人口の推移

本町の人口は、昭和 35 年の 26,846 人(国調)をピークに昭和 45 年には 3,136 人と大幅な減少が続き、昭和 55 年には、246 人の増加をみせているが、この年を境に 20,000 人を割り、平成 17 年には 16,904 人(国調)と大幅に減少し、平成 22 年度には 15,000 人を下回る事が推測される。

平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間の出生数から死亡者数を引いた自然動態と転入者数から転出者を引いた社会動態を見ると、自然動態では年間平均約 120 人、社会動態では年間平均約 160 人と、毎年約 280 人の減少となっている。

年齢階層別人口で見ると、総人口に占める 0 歳～14 歳の年少人口割合は昭和 55 年の 20.5%から平成 17 年の 13%まで減少し、15 歳～64 歳の生産年齢人口割合は、昭和 55 年の 63.0%から平成 17 年の 55.81%にまで減少している。

これは、若年層を中心とする町外・県外への流出、それによる子供を産む世代人口の減少、また、未婚者の増加、晩婚化などによる出生率の低下が、その要因とみられる。一方、65 歳以上の高齢者人口割合は昭和 55 年の 16.5%(国調)から平成 22 年 3 月末現在では 33.6%まで増加し、全国平均より先行して高齢化が進んでいる。

少子・高齢化が急速に進行していることがうかがえるが、これは、出生数の低下、年少人口の比率の低下に加え、平均寿命の伸長が大きな要因となっており、今後もこのような傾向が続くものと予測される。

産業別人口の動向

就業人口は、平成 17 年の国勢調査によると、第一次産業の就業者は 13.5%、第二次産業就業者は 19.6%、第三次産業就業者は 66.3%となっており、昭和 60 年と比較すると、サービス業を中心とした第三次産業が増加している。

中でも、第一次産業の就業者数は、昭和 60 年に 30%弱を占めていたが、この年を境に減少の一途にあり、歯止めがきかない状態のまま現在に至っており、今後も人口の減少・高齢化の進行に伴い、さらに就業者数が減少するものと予測される。

近年は長引く経済不況の中にあって、農作物の自由化、米の生産調整等による生産額の減少、漁業資源の減少からくる漁業の低迷も併せ、高齢化・担い手不足から一次産業の就業者が減少している。

また、公共事業に依存していた建設業が低迷する中で、三次産業の医療、介護サービスを中心としたサービス業が増加傾向にある。

昨今の不況の影響に伴い建設業の低迷と、官公庁の出先機関の撤退、あるいは少子化に伴う学校統廃合による教職員の減少など、多数の雇用が失われるなど町内の産業の衰退が顕著となっており、島特有の地域資源を活かした新たなビジネスの創出や企業誘致による雇用の確保が大きな課題となっている。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

| 区 分 | 昭和35年 | | 昭和40年 | | 昭和45年 | | 昭和50年 | | 昭和55年 | |
|-----------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|-------------|-------------|------------|-------------|------------|
| | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総 数 | 人 26,846 | % △11.8 | 人 23,669 | % △11.8 | 人 20,533 | % 16,047 | 人 19,797 | % △ 3.6 | 人 20,043 | % 1.2 |
| 0～14歳 | 9,367 | △25.4 | 6,980 | △25.4 | 4,935 | 7,624 | 4,149 | △15.9 | 4,105 | △1.1 |
| 15～64歳 | 14,933 | △5.5 | 14,166 | △5.5 | 12,919 | 8,423 | 12,627 | △2.3 | 12,629 | 0 |
| うち15～ 29歳(a) | 5,274 | △14.7 | 4,500 | △14.7 | 3,858 | △14.3 | 3,745 | △2.9 | 3,314 | △11.5 |
| 65歳以上(b) | 2,486 | 1.5 | 2,523 | 1.5 | 2,679 | 6 | 3,021 | 12.8 | 3,309 | 9.5 |
| (a)/総数 若年者比率 | % 19.65 | % 19.01 | % 19.01 | % 19.01 | % 18.79 | % 18.79 | % 18.92 | % 18.92 | % 16.53 | % 16.53 |
| (b)/総数 高齢者比率 | % 9.26 | % 10.66 | % 10.66 | % 10.66 | % 13.05 | % 13.05 | % 15.26 | % 15.26 | % 16.51 | % 16.51 |

| 区 分 | 昭和60年 | | 平成2年 | | 平成7年 | | 平成12年 | | 平成17年 | |
|-----------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|-----------|-------------|------------|-------------|------------|
| | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総 数 | 人 19,675 | % △1.8 | 人 19,090 | % △3.0 | 人 18,367 | % △3.8 | 人 18,045 | % △1.8 | 人 16,904 | % △ 6.3 |
| 0～14歳 | 4,111 | 0 | 3,630 | △11.7 | 3,082 | △15.1 | 2,606 | △15.4 | 2,192 | △ 15.9 |
| 15～64歳 | 11,900 | △5.8 | 11,361 | △4.5 | 10,647 | △6.3 | 10,308 | △3.2 | 9,436 | △ 8.5 |
| うち15～ 29歳(a) | 2,555 | △22.9 | 2,308 | △9.7 | 2,242 | △ 2.9 | 2,321 | 3.5 | 2,028 | △ 12.6 |
| 65歳以上(b) | 3,664 | 10.7 | 4,099 | 11.9 | 4,638 | 13.2 | 5,131 | 10.6 | 5,276 | 2.8 |
| (a)/総数 若年者比率 | % 12.99 | % 12.09 | % 12.09 | % 12.09 | % 12 | % 12 | % 12.86 | % 12.86 | % 12 | % 12 |
| (b)/総数 高齢者比率 | % 18.62 | % 21.47 | % 21.47 | % 21.47 | % 25 | % 25 | % 28.43 | % 28.43 | % 31.21 | % 31.21 |

表1-1(2) 人口の推移(住民基本台帳)

| 区 分 | 平成12年3月31日 | | 平成17年3月31日 | | | 平成21年3月31日 | | |
|-----|-------------|--------|-------------|--------|-------------|------------|--------|-------------|
| | 実数 | 構成比 | 実数 | 構成比 | 増減率 | 実数 | 構成比 | 増減率 |
| 総 数 | 人 18,119 | % — | 人 17,259 | % — | % △ 4.75 | 16,047 | % — | % △ 7.02 |
| 男 | 8,613 | 47.54 | 8,205 | 47.54 | △ 4.74 | 7,624 | 47.51 | △ 7.08 |
| 女 | 9,506 | 52.46 | 9,054 | 52.46 | △ 4.75 | 8,423 | 52.49 | △ 6.97 |

表1-1(3) 産業別人口の動向(国勢調査)

| 区 分 | 昭和35年 | 昭和40年 | | 昭和45年 | | 昭和50年 | | 昭和55年 | |
|----------------------|-------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|----------|
| | 実数 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総 数 | 人 12,607 | 人 10,979 | % △12.9 | 人 10,684 | % △ 2.7 | 人 16,047 | % △ 4.4 | 人 10,285 | % 0.7 |
| 第一次産業 就業別人口比 率 | % 55.9 | % 50.7 | — | % 47.8 | — | % 7624 | — | % 31.6 | — |
| 第二次産業 就業別人口比 率 | % 13.6 | % 13.1 | — | % 11.2 | — | % 8423 | — | % 18.9 | — |
| 第三次産業 就業別人口比 率 | % 30.5 | % 36.2 | — | % 41.0 | — | % 46.5 | — | % 49.5 | — |

| 区 分 | 昭和60年 | | 平成2年 | | 平成7年 | | 平成12年 | | 平成17年 | |
|----------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | 実数 | 増減率 |
| 総 数 | 人 9,789 | % △ 4.8 | 人 9,188 | % △ 6.1 | 人 9,051 | % △ 1.5 | 人 8,777 | % △ 3.0 | 人 8,264 | % △ 5.8 |
| 第一次産業 就業別人口比 率 | % 29.2 | — | % 23.8 | — | % 19.5 | — | % 13.2 | — | % 13.5 | — |
| 第二次産業 就業別人口比 率 | % 18.2 | — | % 21.3 | — | % 21.6 | — | % 22.8 | — | % 19.6 | — |
| 第三次産業 就業別人口比 率 | % 52.6 | — | % 54.9 | — | % 58.9 | — | % 64.0 | — | % 66.9 | — |

(3) 隠岐の島町行財政の状況

本町は、一定の行政サービスを確保するため、一般財源の大幅な収支不足を保有基金の取り崩しや町債の発行で対応してきた。このため本町の財政状況は極めて悪く、厳しい財政運営を強いられており、町村合併時に比較すると、多少の基金造成は可能となったが、来るべく地方交付税一本算定に向けて、今後将来の財政運営にあたっては『第2次隠岐の島町行財政改革大綱』に沿って、中長期的な改革を強力に推進していくことが不可欠となっている。

歳入面では、町の景気が依然として厳しい状況にあることから町税は減少の一途を辿り、一般財源の約3分の2を占める地方交付税についても、国も地方には重点的配分を進めるとしているものの、将来の財政措置が確約されたものではなく、不透明感は解消されていない状況にある。

一方歳出面では、地方債残高は減少傾向にあるものの、今後予想される消防本部庁舎の建替え、超高速船レインボーの後継船建造などの広域行政に係る負担金や、各公共施設の修繕費用や少子高齢化社会に対応すべき社会福祉費の増大など、多様な財政需要に対し多額の財源が必要となることが見込まれる。このような厳しい財政状況にあっても、地方分権の推進による明確な役割分担に基づいた自主・自立の地域社会の構築に向けた地域づくりや、町の各種計画の具現化を図り、総合振興計画を着実に推進していくためにも、様々な課題を克服し、地域発展を築いていく必要がある。

このため、行政組織のスリム化、人件費の抑制や、事務事業及び施設の民間委託を推進するなど、行政経費を抑制し、構造的な収支不足の解消を図りながら、地方分権、地域住民の多様なニーズに対応できる財政構造の確立を目指し、財政健全化に積極的に取り組むことが喫緊の課題となっている。

表1-2(1) 隠岐の島町の財政状況

(単位:千円)

| 区 分 | 平成12年度 | 平成17年度 | 平成20年度 |
|-----------|------------|------------|------------|
| 歳入総額 A | 20,791,111 | 15,572,734 | 15,085,712 |
| 一般財源 | 12,240,768 | 10,780,936 | 10,001,596 |
| 国庫支出金 | 2,081,697 | 1,110,144 | 1,641,404 |
| 都道府県支出金 | 1,910,952 | 1,112,696 | 986,991 |
| 地方債 | 3,294,600 | 2,075,200 | 1,980,000 |
| うち過疎債 | 1,058,500 | 774,100 | 184,800 |
| その他 | 1,263,094 | 493,758 | 475,721 |
| 歳出総額 B | 20,464,516 | 15,436,720 | 14,819,775 |
| 義務的経費 | 7,703,636 | 8,262,925 | 7,532,774 |
| 投資的経費 | 7,340,387 | 3,097,992 | 2,088,059 |
| うち普通建設事業 | 7,267,352 | 2,990,381 | 720,614 |
| その他 | 5,420,493 | 4,075,803 | 5,198,942 |
| 過疎債対策事業費 | 2,303,854 | 1,499,953 | 379,963 |
| 歳入歳出差引額 C | 326,595 | 136,014 | 265,937 |
| (A-B) | | | |
| 翌年度へ繰越 | 38,390 | 11,453 | 141,025 |
| すべき財源 D | | | |
| 実質収支 C-D | 288,205 | 124,561 | 124,912 |
| 財政力指数 | 0.17 | 0.18 | 0.19 |
| 公債費負担比率 | 33.8 | 42.3 | 38.7 |
| 起債制限比率 | 15.2 | 19.3 | 17.8 |
| 経常収支率 | 89.1 | 94.4 | 96.3 |
| 地方債現在高 | 34,277,201 | 31,294,245 | 27,396,003 |

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

| 区 分 | 昭和45年 年度末 | 昭和55年 年度末 | 平成2年 年度末 | 平成12年 年度末 | 平成20年 年度末 |
|---------------------------|--------------|--------------|-------------|--------------|--------------|
| 市町村道 | | | | | |
| 改良率 (%) | 1.6 | 9.9 | 26.7 | 29.4 | 33.99 |
| 舗装率 (%) | 0.8 | 11.3 | 37.8 | 41.5 | 45.71 |
| 耕地1ha当たり農道延長 (m) | 23.9 | 93.9 | 31.5 | 50.6 | 93.5 |
| 林野1ha当たり林道延長 (m) | 5.1 | 11.1 | 10.9 | 12.8 | 8.8 |
| 水道普及率 (%) | 97.1 | 99.8 | 99.8 | 100.0 | 99.4 |
| 水洗化率 (%) | — | — | — | 22.7 | 42.7 |
| 人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床) | 7.1 | 9.0 | 9.0 | 8.6 | 8.4 |

(4) 地域の自立促進の基本方針

本町は、山陰沖日本海に浮かぶ国境の町として、わが国の領域、排他的経済水域の保全等極めて大きな存在価値を有し、重要な役割を果たす地域である。

離島隠岐の役割や機能を明らかにする中で、島に暮らす町民が安心安全にそして豊で魅力のある、自立したまちづくりをすすめていく必要がある。

このような状況の中、本町では、合併10年後のまちの将来像を想定して、平成20年9月に「隠岐の島町総合振興計画」を策定した。

本計画においては、離島という特殊な環境のもとで培われてきた独特の生活、文化や自然、人と人とのつながりを大切にしながら、町民と協働して、個性豊で魅力あるまち、自立したまちづくりをすすめていくために、まちがめざす将来像を、

「まるい輪の中、心行き交う、やすらぎのまち～みんなの手による新しいまちづくり～」と定めた。

この将来像を実現していくための基本的な方針として次の3項目を基本目標に掲げ、総力を結集して取り組むこととした。

「島をリードする隠岐びとが育つまち」

「観光を機軸に交流・産業を創出するまち」

「みんなで支えるやさしい福祉のまち」

①島をリードする隠岐びとが育つまち

地域振興策を展開し、その活動を将来にわたって持続的に発展させていくためには、地域を担う人材育成が必要不可欠である。「人づくり＝人材育成」をまちづくりの三つの柱「基本目標」の要(かなめ)と位置付ける。

家庭、学校、地域社会が連携した学社融合の教育を推進し、先人達から受け継いだ隠岐の自然環境や歴史・伝統文化のすばらしさに感謝し、隠岐を誇りに思うところ、大切に思うところ、人を思いやるところ、島に住んで幸せに感じるところ、つまり“隠岐を愛するところ”＝「隠岐びとのところ」を育てていく。

②観光を機軸に交流・産業を創出するまち

年間を通じて島の魅力と特性を活かした「観光振興＝交流人口の拡大」を機軸にして、交流・生産・流通等の地域の産業につながるハード・ソフト両面の施策を展開する。

観光を前面に押し出し、積極的に推進することで、地元の農林水産物を活用した「食」の提供や特産品の「ブランド化」など、島のもつ地域資源を活かしながら、他のさまざまな産業と連携し、新たなトータル産業体系を構築し、併せて雇用の場の創出に取り組む。

③みんなで支えるやさしい福祉のまち

生涯を通じて健康でいきいきと暮らしていけるように、保健・医療・福祉サービスの質を高めるとともに、安心して生活するための一体的なサービスの提供体制と、みんなで支え

合う地域ぐるみの体制づくりに取り組む。

住む人みんなが支え合い、日々が充実し、暮らしにゆとりのある笑顔の絶えないまちづくりのために、豊かな自然をまもり、伝統文化を後世に継承し、誰もが安心して快適に暮らすことのできる環境づくりに取り組む。

これら計画の推進のためには、積極的に町民との情報の共有を図って、町民への説明責任を果たすとともに、計画段階から町民参加を進め、町民と行政がそれぞれの役割に応じて協働によるまちづくりを進めていくことが必要となる。

特に、以下の点に関して重点をおき、過疎地域の自立促進を図るものとする。

(1) 協働ですすめるまちづくり

町民と行政がよりよいまちづくりをすすめるために、まちづくりの主体は町民であるとの認識を持ち、町民と行政が、良きパートナーとして自主的な行動により、町民と行政が共に考え、力を合わせ一緒に行動する「協働のまちづくり」を推進する。

(2) 町民と行政のまちづくりの情報の共有

町民主体のまちづくりを推進するために、町民がいつでも、どこでも、だれでも主体的に参加できる体制を整え、公正で透明性のある行政を推進するための必要な情報を、積極的に提供するよう努める。

(3) 町民の視点に立った効率的な行政運営

まちづくりの基本目標を実現するために、徹底した行財政改革を推進し、効率的で効果的な行財政運営に努める。

(5) 計画期間

平成22年4月1日から平成28年3月31日までの6年間とする

2 産業の振興

(1) 現況と問題点

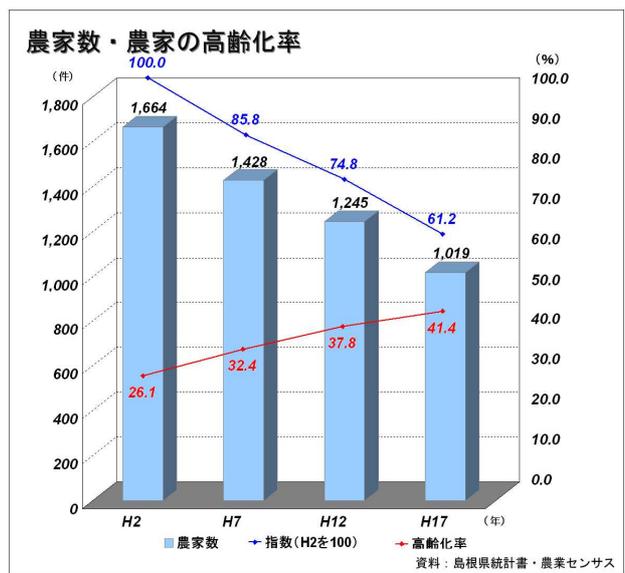
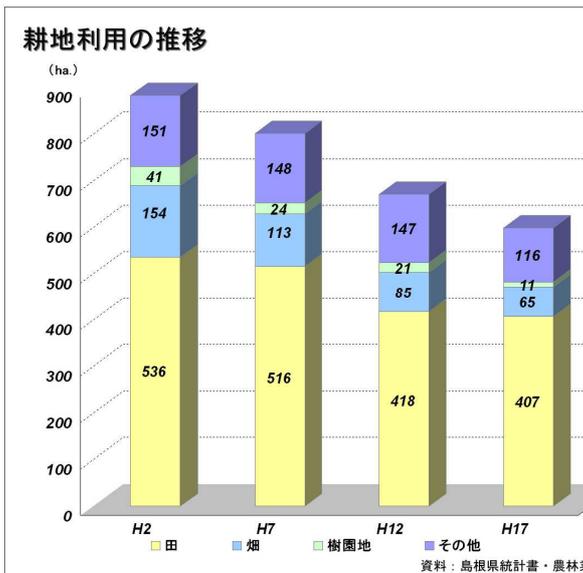
① 農林水産業の振興

ア 農業

農家戸数及び就業人口は、年々減少傾向にあり、農家世帯員の高齢化率は、41.4%と、県平均の27.6%を大きく上回り、農業従事者の高齢化や後継者不足に併せて、遊休農地も増加しており、適正な土地利用・保全が困難な状況にある。

農業生産の現状をみると、農業粗生産額全体の68%を水稻、15%を畜産が占めており、また園芸作物も自給的栽培が大部分を占めているため、計画生産による安定的な供給体制の未整備によって、青果物の島内自給率の向上に繋がっていない状況にある。

一部に中核的担い手のいる農家の専門化が見られるものの、小規模な農林業経営者が多数を占める形態となっており、近年は、生産所得を求めない第2種兼業農家が増加している。



イ 畜産業

畜産業においては、繁殖牛(肉用牛)経営が主体であり、数少ない町外移出品目となっているが、多頭飼育のできる施設が数少なく、小規模経営による畜産農家により支えられている。

また、近年一部に規模拡大農家もあり、飼育頭数は増加傾向にあるが、後継者不足、屠畜場の廃止による町内産品の町内消費の衰退や、飼料購入費、出荷等に係る輸送コスト高などの課題をかかえ、畜産経営のネックとなっている。

ウ 林業

林業においては、気候、土壌条件等から、スギ、クロマツを主体に森林が形成されており、かつて林業経営を主体に生計を立てる林家も見られた時代もあったが、外材の輸入による木材価格の低下、離島であるがゆえの輸送コスト高、生産経費増大に伴う収益性の低下などにより林業生産活動は停滞傾向である。また高齢化に伴い林業従事者が大幅に減少することにより、森林の維持・管理も困難となり、さらなる林業を取り巻く環境の悪化を招いている。

木材生産機能や公益的機能の維持・増進のため、間伐など、適正な管理と松くい虫対策が急務となっている。

エ 水産業

隠岐島周辺は、日本有数の好漁場に恵まれていることから、「まき網漁業」や「かに、バイ籠漁業」を中心に水産業は重要な基幹産業となっている。しかし、漁業就業者の高齢化、後継者不足、水産資源の減少や魚価の低迷、さらに燃油価格の高止まり、暫定水域内での韓国漁船との操業トラブルなどにより、漁業経営の悪化は深刻である。

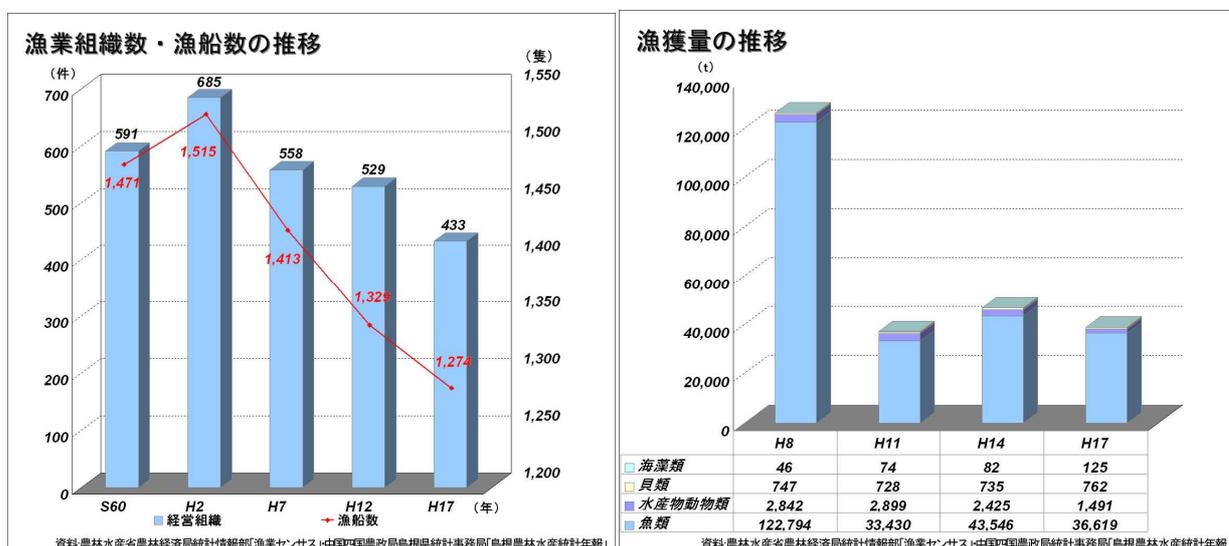
現在、町内各地で陸揚げされる漁獲物は、冷凍、冷蔵保管施設や高速運搬船の整備により水産物の流通が確保されているが、施設の老朽化により、整備が必要となっている。

また、販路、販売施設、一元的集出荷体制や町内流通体制が整備されていないことから、一部の町内消費を除いた大部分を境港に出荷している。

産地間競争に打ち勝ち、島で捕れた魚介類の価格を向上させるために、高付加価値化やブランド化の確立を目指す必要がある。

タイ、あわびなどについては、資源の減少が懸念され、“とる漁業”から“つくり育てる漁業”への転換が行われ、人工的に種苗を栽培、放流する栽培漁業の取り組みがなされている。その他に、イワガキ、イタヤ貝、ワカメ等の養殖漁業も営まれている。

イワガキ、まつばがに、白バイは、近年、隠岐のブランド品として位置づけ、全国に向けPRに取り組んでいる。



②商業・サービス業の振興

ア 商業の振興

小売業は、就業者の高齢化や後継者不足からサービスが低下し、また、郊外へ進出した大規模店やインターネット通信販売等での購入傾向が強まっていることから、衰退に拍車がかかっている。町内には、小売店が廃業し、高齢者などの買い物が困難となる地域も発生している。

そのため、就業者同士での意見交換・研修会による意識の向上、農家や漁家との連携による商品の開発など独自性のある商店づくりに向けた取り組みが求められている。

卸売・小売業の推移

| 平成年 | 事業所数 (件) | 従業者数 | 年間商品販売 額(百万円) |
|-----|-------------|-------|------------------|
| 6 | 393 | 1,315 | 2,373 |
| 9 | 386 | 1,352 | 2,549 |
| 11 | 386 | 1,361 | 2,583 |
| 14 | 361 | 1,320 | 2,406 |
| 16 | 341 | 1,345 | 2,288 |
| 19 | 307 | 1,246 | 1,989 |

資料：県統計調査課「商業統計調査結果報告書」

イ 企業の誘致

離島であるがゆえに遅れていたインフラ整備を中心に行ってきた建設業は、ここ数年の公共事業の大幅な減少により、極めて厳しい経営状況が続いている。特に製造業がほとんどない島の経済にとって、雇用の場の確保や消費活動に大きな暗い影を落としている状況である。

この経済産業構造を転換し、地域産業の振興と雇用の場を確保するために立地企業の高い雇用吸収力や労働生産性等を背景とする企業誘致は、本町の最優先課題である。

全国的に企業誘致活動の競争が激化している状況の中で、企業誘致活動を進めるためには戦略的な誘致活動が必要となっている。特に、離島という時間的距離を感じさせない高速通信環境の整備や、離島であるがゆえの地域資源に魅力を感じてもらえる企業誘致のための立地環境の整備が必要である。

これら実現に向けてフォローアップ体制の確立と立地支援策などの取り組みが必要となっている。

ウ 起業の促進

本町の産業は、農業と水産業が主流をなし、建設業等が雇用と経済を支えてきたが、農作物の価格低迷や資源減少による漁獲高の減少、そして公共事業の減少により、雇用の場が失われている。

とりわけ建設業等は、ここ数年の公共事業の減少により、極めて厳しい経営状況が続いている中で、農林業、畜産等への異業種参入も徐々に増えている状況にあり、離島の特殊性や素材を生かした新たな産業の創出のために、町として積極的に支援する体制をとる必要がある。

離島の特殊性や素材を生かした新たな事業の創出には、町として積極的に支援する

体制を取る必要がある。また、高齢者が増えている状況での福祉分野の担い手はニーズが増大していることから、積極的に取り組む必要がある。

エ 観光

本町は、自然、歴史、文化など優れた観光資源が豊富にあり、1970年代の離島ブームにより年々観光客は増加してきたが、景気の悪化や海外旅行の低価格化などによって国内旅行が低迷し、平成8年をピークに減少傾向にある。

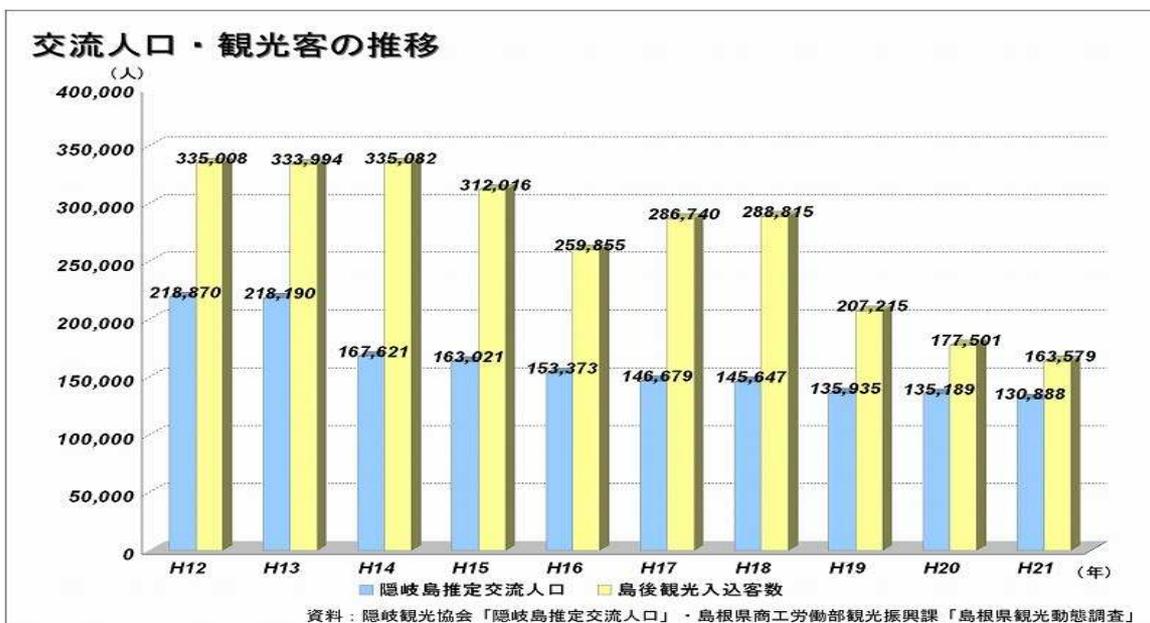
近年、観光形態は「観る」観光から「体験する・知る」観光へのニーズが高まるとともに、団体から家族・小グループ・個人へと変化している。

「観る観光」からエコツアー、漁業体験などの島の資源を体感・体験できるなどテーマ型の観光商品の企画造成と、多様なニーズに応える観光地づくりが求められている。

また観光に対する町民意識や地域間の連携度が低く、島内観光の魅力を引き出すことなく、再び島を訪れたいと思う「リピーター」の増加に繋がっていない状況にある。

観光客の受け入れにあたっては、滞在型、体験型観光を振興し、島を何度も訪れたいと思う「リピーター」を増やすことが求められており、地域住民が一体となった、「もてなしの心」に磨きをかけ、来島者と交流することのできる仕組みづくりや、観光ボランティアをはじめとする「人づくり」が求められている。

観光施設は、既存の多くの観光施設を有効に整備・活用し、誰もが利用しやすく快適に観光を楽しめる空間づくりのため、施設・道路などユニバーサルデザインの推進を図る。



オ 自然エネルギーの利用

本町の森林は、木材市場の低迷による林業の衰退と林業従事者の高齢化、里山の管理放棄などにより荒廃が進んでいる。これが豪雨時の林地崩壊を誘発して土砂災害や流木流出などの原因となっており、利用されていない里山の切り捨て間伐材や松くい虫被害木などの木質バイオマスの活用による里山の活性化を図り、保全・再生する必要がある。

また、太陽光、風力についても二酸化炭素排出量の削減による地球温暖化防止など環境貢献に対する付加価値を得ることができるため、今後積極的に導入を図る必要がある。

今後、豊かな自然環境や集落景観の保全のために再生可能エネルギーの導入・活用による環境負荷の低減に向けた取組みを推進する必要がある。

平成20年度に、省エネルギーの推進と新エネルギーの導入を促進するため、「隠岐の島町地域省エネルギービジョン」を策定した。

さらに、平成21年度には、木質バイオマスと地場産業の振興を図るため、「隠岐の島町バイオマスタウン構想」を策定した。

(2) その対策

①農林水産業の振興

ア 農業

地域農業の担い手及び雇用の場の確保対策として、認定農業者の育成や集落営農の組織化を推進するとともに、新規就農者や農外企業の参入を支援する。

生産基盤を強化するために、用排水路や農道の改修、乾田化など、適正な農地の保全と農業基盤の整備を推進する。

特産品の開発については、「藻塩米」などの地域の特色を活かした安全、安心、高品質な農産品の生産・提供システムを構築し、「隠岐」ブランドの確立に向けた取組みを推進するとともに、生産供給体制の確立と観光産業との連携によって消費拡大を図る。

また、安全で安心な島内産農産物の「地産地消」を推進するために、集出荷等流通体制の構築を図るとともに、学校給食や宿泊施設での利用拡大や、大型店舗、島内イベントでの販売など、消費拡大に努める。

イ 畜産業

畜産業については、飼料基盤の整備及び繁殖牛及び肥育牛の増頭を行い、子牛の増頭に努めるとともに、多頭飼育施設の整備、周年放牧等の体制づくりを推進する。

繁殖牛の生産拡大と畜産経営の安定化を図るために、林地を活用した林間牧野など、自然環境を活用した周年放牧体制の構築を図る。

また、畜産業の担い手及び雇用の場の確保のために、新規就業者や企業参入の支援に取り組む。

ウ 林業

安定的な木材生産を実現するために、効率的な木材生産、森林施業が可能な区域の団地化や高性能林業機械の導入を促進し、低コスト木材生産システムの構築を推進する。

「隠岐(しま)の木」の利用拡大を図るために、島内の消費量の増大と、木材の島外への出荷を積極的に推進する。

間伐の励行と森林の適切な保育管理を推進するとともに、間伐材等の有効利用の推進と、豊富な森林資源を活用した木質バイオマス等への有効利用を促進する。

貴重な特用林産物である椎茸の生産量を拡大するための原木林のデータベース化や、効率的な原木供給システムを構築するとともに、新規生産者の育成と生産規模の拡大を促進する。また、島内産の「原木しいたけ」のブランド化を確立し、販路拡大を図る。

林業後継者の育成を図るとともに、健全な森林整備をめざし担い手育成を促進する。拡大し続ける松くい虫被害の対策や、被害跡地の樹種転換を図り、病虫害から森林を守る取り組みを推進する。

森林が持つ多面的機能を維持拡大しながら、関係機関と連携を図り、観光、交流、教育の場としての活用を促進する。

エ 水産業

水産資源の持続的利用と水産物の安定供給、安定した漁獲と収入を確保するために種苗放流、栽培漁業など「つくり育てる漁業」の取り組みを推進するとともに、生産技術の高度化に伴う人材の育成を図る。

また、漁港・漁場造成等の基盤の整備を推進するとともに、担い手対策として、漁業への関心を深め漁業就業者の確保・育成を図るとともに、隠岐水産高校生の漁業体験学習などの広報活動を推進する。

地域特産品の開発を進め、隠岐松葉ガニ、いわがき、白バイなどのブランドを確立し、販路拡大を図るとともに、島で捕れた魚介類の島内集出荷体制を確立し、安定かつ効率的に島内外への供給を図る。

観光産業との連携によって観光漁業を展開し、交流人口を拡大するとともに、観光関連施設では地元海産物の「食」の提供を促進する。

排他的経済水域における竹島周辺での漁船の安全操業に向け、引き続き関係機関へ要請する。

②商業・サービス業の振興

ア 商業の振興

安全で安心な島内産農産物の「地産地消」を推進するために、集出荷等流通体制の構築を図るとともに、学校給食や宿泊施設での利用拡大や、大型店舗、島内イベントでの販売など、消費拡大に努める。

観光産業や宿泊施設とタイアップして、観光客等に安全かつおいしい隠岐産の食材を提供する地産地消の生産流通体制の構築を図る。

イ 企業の誘致

企業の誘致を推進するにあたっては、島の特性や島の豊富な地域資源を活かした新しい産業を創出するとともに、立地企業の創業時経営リスクの軽減や、労働力の確保、交通、電力、高速通信網などの環境整備など戦略的な誘致活動を展開していく。

特に、木質バイオマスを利用した離島でしか出来ない全国的モデルとなるような企業誘致については、林道密度が高く、原料となるバイオマス資源を本土より安価に調達できることをセールスポイントとした誘致活動を展開する。

また、本町のような離島への企業誘致活動には、立地企業の創業時における経営リスクの軽減を図るための支援制度が必要であり、操業スペースの斡旋や投資、家賃及び雇用助成金等本町独自の支援制度を設け、企業誘致の実現を図る必要がある。

さらに、立地企業への許認可の手続きや人材の確保、地元調整、各種情報提供などのフォローアップ体制の整備を図るため、行政手続きのワンストップサービスと人材の配置を強化していく必要がある。

ウ 起業の促進

本町のような離島における産業従事者は、農林漁業の第一次産業を中心とした素材生産や加工品が中心であり、多くは年配者がその役割を担っており、生涯現役を促すとともに、地域実情に即した多様な分野におけるコミュニティビジネス、スモールビジネスなど起業化に向けた新たな事業展開を促進するために、人材育成や各種助成金、相談・指導、情報提供による支援に努める。

一方、若者の定住を促進するためには、新たな起業により雇用の創出を図ることや、若者自らの起業を促進する必要がある。都市部企業との連携により、インターネットを利用した離島でのビジネスモデルを検討し、創業に向けた環境整備など、積極的に支援する。

また、高齢化社会に対応した福祉関連産業におけるソーシャルビジネス等の創業にかかる支援の制度や組織を整備し、起業を目指す人材や新事業分野への参入を目指す企業等を積極的に支援していく。

エ 観光

年間を通じて島の魅力と特性を活かした「観光振興＝交流人口の拡大」を機軸にして、交流・生産・流通等の地域の産業につながるハード・ソフト両面の施策を展開する。

地元の農林水産物を活用した「食」の提供や特産品の「ブランド化」など、島のもつ地域資源を活かし、他のさまざまな産業と連携し、新たなトータル産業体系を構築し、併せて雇用の場の創出に取り組む。

修学旅行を含めた体験型観光や通年型・滞在型観光に対応できる多様な観光需要に対応するために、個性的な観光商品を開発し、グリーンツーリズム、ブルーツーリズム、エコツーリズム、修学旅行の誘致など、テーマ型観光メニューの充実を図るとともに、観光施設の整備と連携を深め、交流人口の拡大のための魅力ある観光地づくりを推進する。

自然、歴史、文化、伝統、人等の島独自の観光資源を活かした観光商品づくりを促進するとともに、島でとれた安心安全な農林水産物の提供や、島ならではの商品開発など、「食」の魅力に磨きをかけた観光地づくりを促進する。

また、交流人口を拡大するために継続的に、多彩なイベントの開催を支援するとともに、民謡、歴史文化などの活用による地元の人とのふれあい交流を促進する。

的確な観光宣伝と情報発信のために、観光・交流に関する情報の共有と、魅力的で利用しやすい情報発信システムの整備し、「隠岐」の知名度を上げるために、隠岐島が一体となった観光宣伝を推進する。

隠岐出身者などとの情報の共有と、相互の情報発信の充実を図る。

オ 自然エネルギーの利用

地球温暖化や化石燃料の枯渇により、新エネルギーの導入やバイオマス資源の利活用が求められている。

特に、木質バイオマスは、需要と供給が地域内で完結できる地産地消の代表的なエネルギーであり、町の立地条件を活かし、林業・製材業・建設業・運輸業が有機的に連携することで、持続可能な新たな仕組みの中での産業の活性化と雇用の拡大につなげていく。

具体的には、燃料となる木質バイオマスの効率的な集積・供給システムの構築やチップ工場、バイオマス発電施設の建設の検討等を行い、利用の促進を図っていく。

また、太陽光発電の公共施設への整備を促進し、一般家庭への施設整備補助金の創出を行い、太陽光発電の普及に取り組む。

(3)事業計画(平成22年～平成27年)

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|--------------|--|---|---|-------|
| 1産業の振興 | (1)基盤整備 | 農業 がんばる地域応援総合事業 (繁殖牛50頭、牧野再整備5ha、受精卵移植、木材乾燥機、藻塩米普及対策 野雑閑木除去) | 隠岐の島町 | |
| | | 経営体育成基盤(南北地区)[県事業負担金] 暗渠排水35ha 排水路150m | 島根県 | |
| | | 経営体育成基盤(八尾川地区)[県事業負担金] 受益30ha 用水機場1か所 パイプライン6,000m 農道1,000m | 島根県 | |
| | | しまねの元気な郷づくり事業 直売所運営費、施設整備費 | 島根県 | |
| | | 中山間地域総合整備事業[県事業負担金] 生産・生活基盤整備等 | 島根県 | |
| | | 農村災害対策整備事業[県事業負担金] ため池整備等 | 島根県 | |
| | | 公共牧野整備事業 笠松牧野、岬牧野、箕浦牧野、大谷牧野 | 隠岐の島町 | |
| | (2)漁港施設 | 五箇地区燃油補給施設 強い水産業づくり交付金事業(JFLまね補助金) | JFLまね | |
| | | 卯敷港高潮対策事業 離岸堤 L=100 m護岸 L=50 m | 隠岐の島町 | |
| | | 飯美港湾改修事業 物揚場 L= 30m | 隠岐の島町 | |
| | | 蛸木漁港地域水産物供給基盤整備事業 南防波堤 L=20m東物揚場 L=70m | 隠岐の島町 | |
| | | 犬来漁港漁港施設機能強化事業 東防波堤(改修) L=60m東護岸(改修)L=50m | 隠岐の島町 | |
| | | 大久漁港漁港施設機能強化事業 東防波堤(改修) L=70m | 隠岐の島町 | |
| | | (3)経営近代化施設 | 農業 農山漁村活性化プロジェクト支援事業 米貯蔵施設建設 常温倉庫A=420㎡ 低温倉庫A=224㎡ | 隠岐の島町 |
| | 農山漁村活性化プロジェクト支援事業 グリーンセンター建設 A=805㎡ | | 隠岐の島町 | |
| | (5)企業誘致 | | 民間企業誘致促進支援事業(立地支援・投資助成) 工場、発電所、プラント | 隠岐の島町 |
| | | (8)観光又はレクリエーション | 都万地区牛舎建設事業 牛舎建設 木造2階建1棟 | 隠岐の島町 |
| | 池田共同牛舎改修事業 | | 隠岐の島町 | |
| | 演舞場建設事業 資料館建設 木造平屋建 1棟 | | 隠岐の島町 | |
| | | | | |

(3)事業計画(平成22年～平成27年)

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|--------------|-----------------|------------------------------|--------------|----|
| | (9)過疎地域自立促進特別事業 | | | |
| | | 新規自営漁業者定着支援資金貸付事業 | 隠岐の島町 | |
| | | ウルトラマラソン実施事業(第2、3次) | 実行委員会 | |
| | | 隠岐の島町観光宣伝事業 | (社)隠岐の島町観光協会 | |
| | | プレミアム付商品券発行事業 | 隠岐の島町 | |
| | | コンベンション開催支援事業 | 民間企業 | |
| | | 隠岐産品開発・販路開拓支援事業 | スモールビジネス協議会 | |
| | | 突牛導入事業(第2、3次) | 隠岐の島町 | |
| | | マダイ放流事業(県水産振興協会負担金) | 島根県水産振興協会 | |
| | | 離島漁業再生支援交付金事業(漁業集落交付金) | 漁業者 | |
| | | 企業の農業参入連携支援事業 | 民間企業 | |
| | | 企業誘致促進支援事業 家賃補助、雇用補助、投資助成 | 民間企業 | |
| | | 木質バイオマス事業化企業調整事業 | 隠岐の島町 | |
| | | 木質バイオマス事業化支援事業(立地支援・投資助成) | 隠岐の島町 | |
| | | 畜産振興事業 (肉用牛生産支援) | 隠岐の島町 | |
| | | 間伐促進事業 | 隠岐の島町 | |
| | | 松くい虫危険木処理事業 | 隠岐の島町 | |
| | | 松くい虫対策事業 (防除・駆除) | 隠岐の島町 | |
| | | 耕作放棄防止事業 | 隠岐の島町 | |
| | | 農地利用集積円滑団体支援事業 | 隠岐の島町 | |
| | | 樹種転換支援事業 針葉樹から広葉樹への樹種転換 | 隠岐の島町 | |
| | | 港湾施設長寿命化計画策定事業 港湾点検 | 隠岐の島町 | |

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 現況と問題点

①交通通信体系

ア 道路

隠岐の島町の道路網は、西郷港を起点とし、国道 485 号を中心に内陸部と海岸線を周遊する県道、並びに町道により網羅され、住民の生活圏の広域化や物流、産業振興や観光客の利便を図るため道路網の整備が図られてきた。

主要幹線である国道は、整備が進められているが、幅員 5.5m 以上の改良率は県平均に比べ低い状況となっている。

各地域を結ぶ県道は、改良率こそ県平均より高いものの、見通しの悪い道路が多く、高齢者や幼児などの交通弱者に配慮した道路の整備が不十分となっている。

町道については、改良率は県平均に比べ低く、事故や生活上の不便を強いる、狭小で危険箇所を含む未改良区間が多く残っている状況となっている。

国道・県道、集落と集落、集落と公共施設を結ぶ町道などの主要幹線は、町民生活の根幹をなすものであり早期の拡幅・改良が必要である。

生活路線としても活用される農林道についても、積極的に整備に取り組んできたが、未舗装路線が多く、維持管理が不十分な路線がある。農山村の生活環境と生産活動の効率化を図るために整備が必要である。

◇道路整備状況

| | 国道計 | | | 県道計 | | | 町道計 | | | 合計 | | |
|-------|-------------|------------|------------|-------------|------------|------------|-------------|------------|------------|-------------|------------|------------|
| | 実延長 (km) | 改良率 (%) | 舗装率 (%) |
| 隠岐の島町 | 33.2 | 66.5 | 100.0 | 85.0 | 63.5 | 100.0 | 680.6 | 34.0 | 45.7 | 798.9 | 14.9 | 53.8 |
| 島根県 | 904.2 | 90.2 | 100.0 | 2,518.0 | 53.8 | 98.5 | 14,571.2 | 51.9 | 75.9 | 17,993.6 | 22.0 | 80.3 |

資料：島根県道路維持課「平成21年度 道路等の現況調査表」(H21. 4. 1現在)

※国道、県道、合計の改良率は幅員5.5m以上、舗装率は簡易舗装を除く。

イ 路線バス

路線バスは、朝夕の高校生の通学や、高齢者の生活バスとして重要な役割を担っており、町が民間業者に運行委託している。しかし、人口の減少と自家用車の普及に伴い、路線バスの利用者が減少していることから運行収支が悪化し、バス路線の存続が危ぶまれている。

また、バス路線のない地区にはコミュニティバスなどを運行しているが、利用率が低く赤字であり、多大な経費が必要である。

バス路線から離れた集落への対応や、買い物、通院等の交通手段としての公共交通システムの構築が必要である。

ウ 海上交通

隠岐と本土を結ぶ海上交通は、町民の移動手段であり、産業振興においても重要な役割を担っている。しかしながら、利用者の減少や燃料の高騰により、隠岐航路の経営は厳しく、超高速船も2隻体制から1隻体制に減船されている。

更には、寄港地が多く、また、季節により運航ダイヤが異なるなど、利用者にはわかりにくく、利用しにくい現状である。また、冬季には超高速船の運休や、船体ドックのためのフェリー減便に加え、荒天時には欠航するという不安定な状況にある。

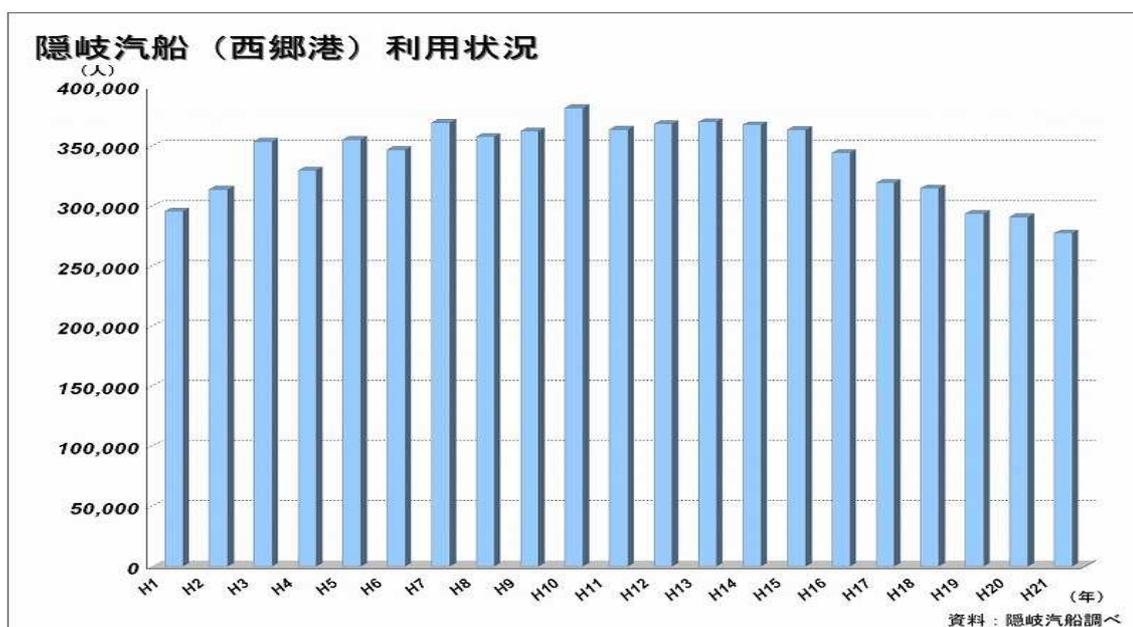
島後・島前間の連絡航路は、地域経済の広域連携を図る上で重要な航路であるが、専用航路はなく、隠岐汽船株による本土への定期航路を利用しており、空路の隠岐空港発着便との連携がなされていないなど不便をきたしている。

隠岐航路は、島民の生活航路として不可欠なものであり、超高速船の維持存続を含め、隠岐航路を確保するためにも、隠岐汽船株の早急な経営健全化が求められている。

本土と隠岐間、島内を結ぶ各交通機関との連携を強化して、島民だけでなく、観光客の利便性、快適性の向上を図ることが必要である。

◇ 交通経路と所要時間

| | フェリー | 超高速船 |
|-----------------|---------|---------|
| 西郷港 ⇄ 七類港(松江市) | 約2時間20分 | 約1時間10分 |
| 西郷港 ⇄ 境港(境港市) | 約4時間10分 | 約1時間20分 |
| | (島前経由) | |
| 西郷港 ⇄ 菱浦港(海士町) | 約1時間10分 | 約30分 |
| 西郷港 ⇄ 別府港(西ノ島町) | 約1時間10分 | 約30分 |
| 西郷港 ⇄ 来居港(知夫村) | 約2時間40分 | |



エ 空路交通

空路交通は短時間で都市と隠岐間を結ぶ極めて有効な交通手段であり、医療、教育、福祉、観光のみならず、産業振興の面からも大きな役割を担っている。

平成18年7月の新・隠岐空港開港により、安定した運航が確保され、観光振興上不可欠な交通手段となっている。しかし、全国の景気低迷の影響も受け、思うように利用者は増えておらず、利用しにくいダイヤや、運賃の割高感等、改善しなければならない課題も多い。

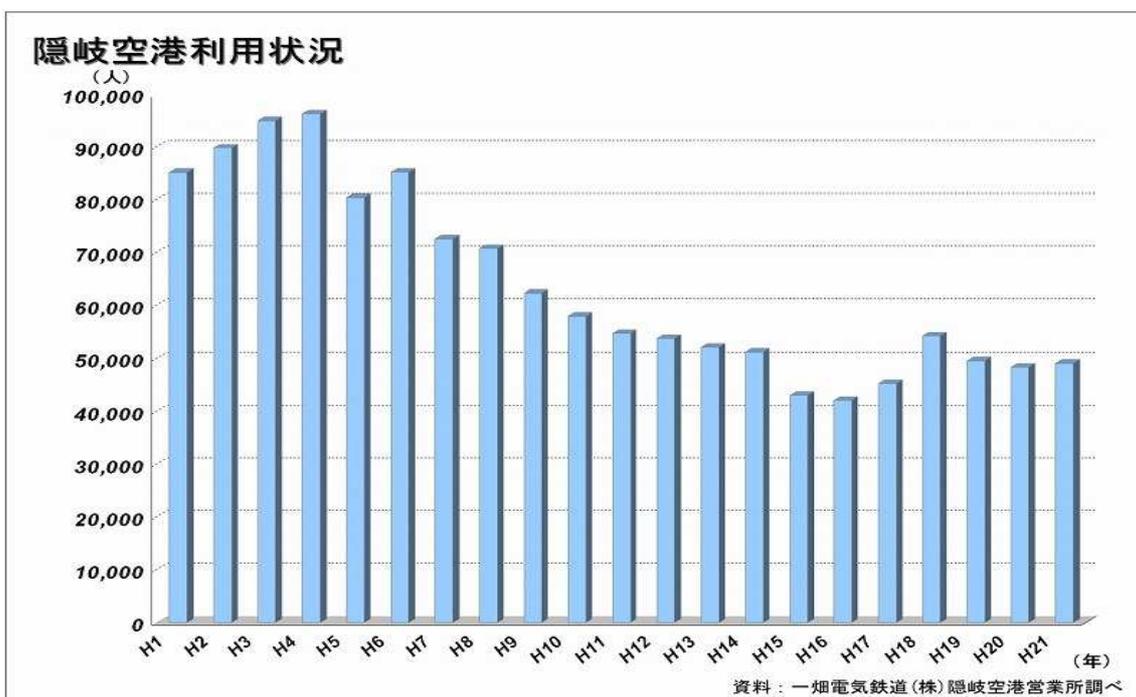
航空機は、Q400型機(74人乗り)が大阪路線に1日1往復(所要時間は約50分、夏期のみジェット機(約150人乗り)、冬期はSAAB型機(34人乗り)就航)、出雲路線にSAAB型機が1日1往復、(所要時間は約30分)が就航している。

利用状況を見ると、平成5年4月の超高速船就航以来、数回の運賃の値上げの影響もあり、平成21年度には最盛期の半数に近い4万9千人となり減少の一途をたどっている。

このような状況の中、島民の重要な生活路線としての、出雲路線、大阪路線を維持・確保していくため、利用促進対策が重要な課題となっている。

また、関係機関と連携し、航空会社に対し、ダイヤの改正など路線の拡充を要望するとともに、運賃の低廉化など、利便性の向上を図る対策が求められている。

一方で他の主要都市と結ぶジェット便の維持・拡充対策と関東圏域との新路線の開設が求められている。



オ 情報通信

インターネットの普及など情報通信技術の急速な発展は、日常生活において、地域や時間の枠にとらわれず、様々なサービスを楽しむ社会をもたらした。

本町においても、光ファイバーによる高速通信環境が整備されつつあり、低価格で高

速な情報通信サービスが受けられるようになった。今後利活用の促進が必要となる。

テレビ環境は、町内の33地区(全世帯数の35%にあたる2,600世帯)が家庭用アンテナではテレビ放送が受信できないテレビ難視聴地区となっており、共有受信施設等で対応しているが、施設の老朽化に伴う改修整備が必要となっている。また、平成23年7月までにアナログ放送より地上デジタル放送へ完全移行となるため、難視聴地域については、きめ細かな対応が必要となっている。

一般的な通信手段として普及している携帯電話は、利用できる地域が8割程度まで拡大されたが、未だに電波受信が困難で利用できない地域が残されており、全域が通話可能となるよう整備が必要である。

カ 地域間交流

現在、都市交流として、大阪府豊中市(平成22年10月友好都市協定締結)と民間団体と行政が連携し文化、スポーツ等の交流を促進している。また、航空機利用促進事業の一環から、大阪国際空港(伊丹)周辺都市(池田市、伊丹市)との交流も図りつつある。

また、関東地方では、東京都世田谷区との交流を進めており、観光を中心とした交流から、市民間の交流への可能性を探っている。

今後、人と人が行き来する交流から、特産品販売ルートの開拓等経済活動への発展も期待される。

また、県との連携による極東アジアとの友好交流、日系四世とのバスケット交流など、町や民間の団体などと文化、スポーツ等の友好交流を行っており、多様な文化や価値観を互いに認め合い交流のネットワークを構築するためにも、外国に対する理解を深めることや、コミュニケーションの能力を高めることが一層重要になっており、国際的視野と国際感覚をもった人材の育成をめざした取り組みが求められている。

また、民間の交流団体による自主的な交流活動や交流イベントを、積極的に取り組んでいくことが必要である。

現在、産業・雇用・学びの創出をテーマとして活動実績のある世田谷区の株ものづくり学校との連携を深めており、特に、フィルムコミッションを中心とした活動は、地元の人材育成と雇用を生み出し、地域への経済効果をもたらすことが想定される。

このような新たな人、モノ、経済の流れを通して地域の活性化を図る必要がある。

(2) その対策

ア 道路

道路交通網の整備充実は、住民生活の利便性向上や地域産業の発展や、地域間の連携や交流を円滑にし、本町の一体化を推進するためにも有効な手段である。

本町では、生活圏の拡大と今後の一体的発展に対応するため、本町の中心地と各地域の中心地が20分以内、それぞれの地域の中心地間が30分以内で到達できる交通体系の確立を目指し、国、県に対して一般国道485号及び町内を循環する主要地方道の

整備を要望するとともに、これに連結する生活路線の改良整備を行い、道路交通の安全・円滑化を図る。

イ 路線バス

地域住民の日常生活を支える交通手段としてのバス路線の維持確保に努める。

平成21年度末に策定した「隠岐の島町公共交通整備方針」に基づき、新交通システムを導入し、住民の利便性を高め、さらに効率の高い運行を促進する。

ウ 海上交通

島民の生活路線である隠岐航路を維持し、また、観光産業にとっても最も重要なアクセスの充実は不可欠であり、来島者に利用しやすい、フェリー及び超高速船の寄港地、ダイヤ編成、料金設定に努める。

超高速船の維持存続を含め、隠岐航路の安定運航に努める。

また、島の玄関である西郷港及び関連施設の整備充実を図る。

隠岐と本土を結ぶ航路は「国道 485 号線」という海の国道であり、全国の離島と声を合わせ、本土の国道と同等の経済的措置が受けられるよう、国に対し強く求めていく必要がある。

エ 空路交通

生活路線である出雲路線、また交流人口拡大のため大きな役割を担う大阪路線、何れも隠岐島には不可欠な航空路線であり、この維持・拡充を図っていく。

都市との交流や国際交流等により交流人口を増やすため、ジェット機の就航日数増加など便数、機材の拡大、東京国際(羽田)空港への直行便開設に努める。

また、来島者に利用しやすい飛行機便のダイヤ編成に努める。

オ 情報通信

IT・情報化社会のなかで、産業振興・観光・保健・医療・福祉・教育・防災等の多岐にわたる分野で、誰でも利用できる高速情報通信環境の構築と円滑な運営を図るとともに、人材の育成と学習機会の充実を図る。

テレビ難視聴地域における共同受信施設のデジタル化及び更新に向け、整備を促進する。

携帯電話の不感地域を解消するため、移動通信用鉄塔等の整備を促進する。

カ 地域間交流

政治・経済・環境といったさまざまな分野で、町民が広い視野と多様な価値観を持ち、自立、共生、連携していく力を身につけるために、積極的に国際交流や、地域間交流の推進に努める。

なかでも、近隣町村間の交流だけでなく、農山漁村でのグリーンツーリズム、ブルーツー

リズム、エコツーリズム、修学旅行生の誘致など島の独自性を活かした体験型・滞在型メニューを充実し、観光振興の面も併せた交流の推進により、地域の活性化を図る。

また、国内外地域からの交流人口を拡大するためスポーツ、芸能等を通して地域間交流を推進するとともに、国際的視野と感覚をもった人材育成のために、国際交流を促進する。

「株ものづくり学校」の誘致など、産業・雇用・学びの創出をテーマとした都市部との交流を促進するために、拠点となる施設等を整備するとともに、スムーズな運営が可能となるよう積極的に支援していく。

(3) 事業計画(平成22年～平成27年)

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|--|--------------|---|-------|----|
| 2交通通信体系の整備、 情報化及び地域間交流 の促進 | (1)市町村道 | 道路 | | |
| | | ウォーキングトレイル舗装事業 A=1300㎡ | 隠岐の島町 | |
| | | 町道磯27号線(野木原線)拡幅事業 L=125m W=3.0m | 隠岐の島町 | |
| | | 町道有木2号線道路改良事業 道路改良L=80m 舗装工事L=80m | 隠岐の島町 | |
| | | 町道中町中条線道路改良事業 L=1700m W=10.0m | 隠岐の島町 | |
| | | 町道西郷105号線改良事業(西郷上架施設) 道路改良 L=40m W=3.0m | 隠岐の島町 | |
| | | 都万目地区道路拡幅事業 道路改良 L=50m W=3.0m | 隠岐の島町 | |
| | | 町道那久8号線道路側溝改修事業 排水路改修 L=250m(300側蓋架替) | 隠岐の島町 | |
| | | 町道那久路1号線舗装事業 舗装工事 L=1000m A=4500㎡ | 隠岐の島町 | |
| | | 町道郡47号線道路改良事業 道路改良 L=80m | 隠岐の島町 | |
| | | 町道中条52号線道路改良事業(都万目) 道路改良 L=250m(舗装工・排水路工) | 隠岐の島町 | |
| | | 町道有木1号線道路改良事業(法務局前) 道路改良 L=50m(舗装工・排水路工) | 隠岐の島町 | |
| | | 町道東郷206号線道路改良事業 道路改良 L=100m 排水路工L=100m | 隠岐の島町 | |
| | | 町道9号線改修事業 道路改良 L=350m | 隠岐の島町 | |
| | | 町道釜屋森線災害防除事業 法面災害防除 L=80m | 隠岐の島町 | |
| | | 町道中西森線災害防除事業 法面災害防除 L=130m | 隠岐の島町 | |
| | | 町道油井4号線災害防除事業 法面災害防除 L=120m | 隠岐の島町 | |
| | | 町道壇鏡線安全施設設置事業 ガードレール L=250m | 隠岐の島町 | |
| | | 町道布施港湾線転落防護柵設置事業 転落防護柵 L=430m | 隠岐の島町 | |
| | | 町道中条245号線道路側溝改修事業(隠岐高) 排水路改修 L=500m(300側蓋架替) | 隠岐の島町 | |
| 町道釜線災害防除事業 災害防除 L=50m A=450㎡ | 隠岐の島町 | | | |
| 町道中条246号線災害防除事業(名田) 災害防除 L=100m SL=7.0m | 隠岐の島町 | | | |

(3) 事業計画(平成22年～平成27年)

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 | |
|--------------|------------------------------|--|---|-------|--|
| | | 町道飯田犬来線道路側溝改修事業 排水路改修 L=500m | 隠岐の島町 | | |
| | | 町道中村漁港線災害防除事業 災害防除 L=200m | 隠岐の島町 | | |
| | | 町道西郷12号線道路改良事業 道路改良L=50m 舗装工A=200㎡ 水路工L=100m | 隠岐の島町 | | |
| | | 町道磯53号線道路改良事業(玉若酢裏) 道路改良 L=100m W=4.0m | 隠岐の島町 | | |
| | | 町道北方21号線災害防除事業 災害防除 L=150m A=3000㎡ | 隠岐の島町 | | |
| | | 町道磯79・80号線道路改良事業(新下西団地) 道路改良 L=130m W=6.5m | 隠岐の島町 | | |
| | | 町道都万99号線排水路工事 測量設計排水路 L=7.0m(カルバート) | 隠岐の島町 | | |
| | | 町道西郷86号線排水路事業(京見屋分店裏) 排水路 L=50m | 隠岐の島町 | | |
| | | 町道西田箕浦線災害防除事業 災害防除 L=45m(ボックスカルバート) | 隠岐の島町 | | |
| | | 町道中条184号線災害防除事業 災害防除 L=30m A=75㎡ | 隠岐の島町 | | |
| | | 町道中条154号線転落防護柵設置事業(銚子川沿い) 転落防護柵 L=250m | 隠岐の島町 | | |
| | | 町道中村131号線舗装事業(海苔田鼻) 舗装工事 L=300m A=1200㎡排水路 L=300m | 隠岐の島町 | | |
| | | 町道西郷8号線道路改良事業(隠岐病院裏) 道路改良L=135m 自由勾配側溝新設L=140m 舗装面積675 平方㎡ | 隠岐の島町 | | |
| | | 橋りょう | 町道橋八尾橋改修事業 橋りょう改修 L=38.5m | 隠岐の島町 | |
| | | | 町道橋西郷145号線橋りょう架替事業(愛の橋) 橋りょう架替 L=44.0m | 隠岐の島町 | |
| | 町道橋元屋橋架替工事 橋りょう改修 L=11.0m | | 隠岐の島町 | | |
| | (2)農道 | 島後地区農道保全対策事業〔県事業負担金〕 西郷大橋改修工事 1式 舗装補修 1式 | 島根県 | | |
| | | 田井地区基幹農道整備事業〔県事業負担金〕 農道ハサコ線改良事業 L=1,000m W=5.0m | 島根県 | | |
| | | 島後2期農道保全対策事業〔県事業負担金〕 上西農道・広域有木線点検診断、施設機能保全 | 島根県 | | |
| | | 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業(基盤整備促進) 皆市地区農道舗装他(西郷地区) L=1,000m | 隠岐の島町 | | |
| | | 島後地区農道保全対策事業〔県事業負担金〕 農道改良 L=1105m トンネル照明取替 L=305m | 島根県 | | |

(3)事業計画(平成22年～平成27年)

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|--------------|---|---|-------|----|
| | (3)林道 | 林道一の坂大時線開設事業〔県事業負担金〕 | 島根県 | |
| | 林道佐山歌木・歌木西線舗装事業(林道改良統合補助事業) 舗装L=2100m | 隠岐の島町 | | |
| | 林道上ヶ床線開設事業〔県事業負担金〕 | 島根県 | | |
| | 林道中谷線改良事業 法面改良 L=200m | 隠岐の島町 | | |
| | (5)電気通信施設等情報化のための施設 | | | |
| | 防災行政 | 防災行政無線整備事業(移動系) | 隠岐の島町 | |
| | 無線施設 | 防災行政無線親局操作卓更新事業 | 隠岐の島町 | |
| | | 防災行政無線整備事業 | 隠岐の島町 | |
| | テレビジョン放送等難視聴解消のための施設 | テレビ共同受信施設改修事業 自主共聴施設改修(代地区・卯敷地区) | 隠岐の島町 | |
| | (9)地域間交流 | | | |
| | | 中村小学校跡地利用対策事業(空き家再生等推進) 中村小学校改修事業 1,162㎡ | 隠岐の島町 | |
| | (10)過疎地域自立促進特別事業 | | | |
| | | 生活交通対策事業(廃止代替バスリース料助成) | 民間企業 | |
| | | 生活交通対策事業(路線バス運行維持) | 民間企業 | |
| | | 都市との地域間交流事業 世田谷区・豊中市・池田市 | 隠岐の島町 | |
| | | 島前・島後間海上交通整備事業負担金 | 隠岐の島町 | |
| | | コミュニティバス運行事業 | 民間企業 | |
| | | 空港利用促進事業 (隠岐空港ジェット化推進事業) | 隠岐の島町 | |
| | | 離島海上交通経営支援事業 隠岐汽船経営支援 | 民間企業 | |
| | | 離島航空路線維持対策事業 (隠岐出雲便運行支援) | 隠岐の島町 | |
| | | 都市交流 町出郷者総会参加事業 関東・関西・中部・中国各町出郷者総会への参加費 | 隠岐の島町 | |
| | | 中村小学校跡地利用対策事業 (過疎地域等自立活性化推進交付金) | 隠岐の島町 | |
| | | 全国離島交流事業(離島中学野球大会負担金) | 実行委員会 | |
| (11)その他 | | | | |
| | 新世紀道路ネットワーク整備事業〔県事業負担金〕 (主)西郷都万郡線改良(大津久工区)事業 | 島根県 | | |
| | 新世紀道路ネットワーク整備事業〔県事業負担金〕 (主)西郷都万郡線改良(都万工区)事業 | 島根県 | | |
| | 新世紀道路ネットワーク整備事業〔県事業負担金〕 (主)西郷布施線改良(大久工区)事業 | 島根県 | | |

(3)事業計画(平成22年～平成27年)

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|--------------|--------------|---|-------|----|
| | | 新世紀道路ネットワーク整備事業〔県事業負担金〕 (一般)中村津戸港線改良(都万工区)事業 | 島根県 | |
| | | 地域情報通信基盤整備事業(電柱共架料) 光ファイバー線電柱共架中電分4,100本 | 隠岐の島町 | |
| | | 基幹システム改修事業 SI費、カスタマイズ費等(住民基本台帳法改正による) | 隠岐の島町 | |
| | | 地域公共ネット基盤整備事業(維持管理費) ネットワーク保守料、通信費 | 隠岐の島町 | |

4 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 上下水道施設

上水道の普及率は、99.4%となっており、ほぼ全域で整備されているが、簡易水道施設の老朽化が顕著となっており上水道の老朽施設の改良、更新事業の計画的な実施が必要である。

下水道は居住環境の改善や公衆衛生の向上を図るとともに、水質保全の観点から、早急な整備が求められているが、下水道普及率は39.3%と、全国はもとより県内近隣の都市部に比べても著しく低く、整備が遅れている。

下水道の整備には、多大な事業費を伴うことから、中長期的な整備計画に基づく事業を実施するとともに、下水道整備地区における接続率の向上を図ることが必要である。

◇ 上下水道の状況(平成21年度)

| | |
|------------|-----------------------|
| 給水施設能力 上水道 | 8,400 m ³ |
| 簡易水道 | 3,768 m ³ |
| その他 | 72 m ³ |
| 計 | 12,240 m ³ |

| | |
|----------|---------|
| 給水人口 上水道 | 9,904人 |
| 簡易水道 | 5,588人 |
| その他 | 73人 |
| 計 | 15,565人 |

| | |
|-------------|-------|
| 上水道・簡易水道普及率 | 99.4% |
| 下水道普及率 | 39.3% |

② 住宅

町営住宅は、30 団地、278 戸あるが、施設が老朽化し、立て替えや修繕を要する団地が顕著となる一方で、UIターン者や若者定住を促進するための定住促進住宅も、25 棟 96 戸を整備してきた。

経済的、物質的な豊かさの中で、町民の価値観やライフスタイルの変化に伴い、住宅・住環境の要望も多様化しており、人口が減少する中で、ファミリー世帯から核家族化へと変化し、町の中心部に定住人口が集中するなど、地域偏在が見られる。

公営住宅については、老朽化に伴う大規模な改修・改築の計画的な実施が必要である。

また民間住宅も含めた総合的な住宅需要を把握し、地域特性を考慮した住宅施策が必要である。

③し尿及びごみ処理施設

し尿及び浄化槽汚泥については、収集・運搬業務を許可業者によって実施し、処理業務は委託による処理施設において実施している。近年の経済活動と生活様式の変化により、ごみの排出量の増加が大きな社会問題となっている。

◇ し尿処理の状況(平成21年度)

| | |
|------------|----------|
| 処理計画人口 | 17,073 人 |
| 処理人口 | 10,851 人 |
| 年間総排出量 (A) | 9,527 kl |
| 年間総収集量 (B) | 7,053 kl |
| 収集率 (A/B) | 74.00% |

本町のごみ排出量は、年間 7,732t、一人当たりでも1日平均約 1.3kg で、その量は、県内自治体の上位に位置している。

本町では焼却施設や、リサイクルセンター等の廃棄物処理施設を整備し、ごみの適正な処理に努めてきたが、事業者の過剰包装等環境に配慮した経済活動の不足と、町民・事業者等ごみ排出者の減量化意識の低さがみられる。

◇ ごみの状況(平成 20 年度)

| | |
|------------|----------|
| 処理計画人口 | 16,367 人 |
| 処理人口 | 16,367 人 |
| 年間総排出量 (A) | 7,732 t |
| 年間総収集量 (B) | 7,732 t |
| 収集率 (A/B) | 100.00% |

◇ ごみの処理状況(平成 20 年度)

| | |
|-------|---------|
| 焼却処理 | 6,057 t |
| 埋立処理 | 687 t |
| その他 | 988 t |
| 施設処理計 | 7,732 t |
| 自家処理 | 0 t |
| 総排出量 | 7,732 t |

資料:「平成 20 年度一般廃物処理の状況」

④防災・防犯、交通安全施設

大規模な地震や、短時間に局地的な大雨が記録される中、本町においても、平成 19 年 8 月にこれまで経験したことのない1時間に 130mmを超える集中豪雨に見舞われ、町全域において大きな被害が発生している。

また、防犯に対しては、「治安が良い」という安心感があり鍵掛け意識が低いことから、犯罪発生件数に占める窃盗の割合が多い状況になっている。

消防施設及び緊急体制については、広域連合による広域常備消防を設置し、消防行政及び緊急体制に備えている。

常備消防による広域的なエリアをカバーしながら、初期消火活動を中心とする非常備消防団の充実強化を促進するとともに、消防ポンプをはじめ防火水槽、消火栓等消防関連施設の整備拡充を計画的に進める必要がある。

常備消防の拠点施設である本庁舎は築 37 年を経過し、老朽化が進んでおり、防災拠点施設として整備する必要がある。

また、消防無線のアナログ波は平成 27 年度で使用中止となるため、デジタル化に向けた整備が必要である。

災害時に防災情報を確実に町民に伝えるため、防災行政無線を全域に整備をしている。

幅員の狭い道路や見通しの悪い道路が多数存在しており、道路整備に併せて交通安全施設の整備が必要である。

⑤ 自然環境

本町は、大山隠岐国立公園に指定され、離島独特の自然環境が残されているが、自然破壊や希少動植物の減少も見られる。

ごみの不法投棄や海岸に漂着するごみ等は、豊かな自然環境や集落景観に悪影響を及ぼしている。また、農林業従事者の高齢化や後継者不足により、農地や里山、森林の荒廃も進んでいる。

二酸化炭素などの温室効果ガスの排出による地球温暖化は、気温の上昇により島の生態系への影響をもたらしている。

ごみの不法投棄や海岸に漂着するごみ対策は、行政の徹底した管理体制と、町民の環境美化意識を高めることが求められている。

また、豊かな自然環境の保全はもとより、災害等の安全対策の観点から、里山や森林の保全対策が必要である。

地球の温暖化防止のための二酸化炭素排出量の削減や、エネルギー資源の枯渇に対応する対策が必要となっている。

(2) その対策

① 上下水道施設

安全な飲料水の安定供給体制を維持・充実するための上水道施設の整備や地域状況に応じ、下水道施設を整備する。

美しい自然環境や、豊かな水産資源を守るために生活排水による河川や海の水質悪化を防ぎ、水環境を改善することが必要であり、清潔で快適な生活環境を確保し、定住促進や観光産業を活性化させるためにも、下水道整備を推進する。

特に、本町の玄関口である西郷湾は、生活排水による水質の悪化が進んでおり、住民の生活環境の整備や水環境の改善への要望は強く、周辺地域の公共下水道整備を推進する。

② 住宅

核家族化の進行等による住宅需要の増加や、Iターン・Uターン者向けの住宅など、総合的な住宅需要を把握し、地域特性を生かした住環境の整備を推進する。

さらに、高齢者をはじめ、町民が安心して暮らせる、快適な居住環境の改善を図るため、公営住宅のバリアフリー化、下水道の整備など計画的な改修を推進する。

③ し尿及びごみ処理施設

し尿処理については、河川など水質の保全のため、公共下水道や漁業集落排水などの基盤整備につとめ、各家庭や事業所等の接続を推進し、町民の環境保全意識の啓発を図りながら、全町的に環境保全への取り組みを推進する。

町内から排出されるごみの削減のため、リサイクルセンターを有効に活用し、町民・事業者・行政が一体となった、Reduce(リデュース)(排出抑制)・Reuse(リユース)(再使用)・Recycle(リサイクル)(再生利用)の「3R」を基調とした取り組みの展開を推進する。

④ 消防防災・防犯、交通安全施設

災害予防に配慮した、河川の整備や地すべり対策、土砂災害予防のため、砂防、急傾斜対策施設の整備を推進する。

防災施設、消防施設を整備するとともに、消防と医療との連携による、危険予知・避難勧告なども含めた総合的な防災体制を構築する。

また、事故等の防止や防犯に配慮した、安全で安心な施設等の整備を推進する。

常備消防組織の迅速で確実な活動を展開するために、消防施設の建て替えや、消防・救急機材、車両の更新及び高度化など消防施設設備の整備や、消防無線のアナログ波が平成 27 年で使用中止を迎えるため、施設の整備を推進する。

自主防災の機運を高めるために、自主防災組織の整備と自主防犯活動を促進する。

救急業務については、救急救助体制の充実を図るとともに、消防、医療、福祉、地域コミュニティとの連携による総合的な危機管理体制の充実を図る。

自転車、歩行者、車輛の安全な通行を確保するため、交通安全施設等の整備を推進する。

⑤ 自然環境

いやしの観光資源として、国立公園の保護と活用を図るとともに、島独自の地質遺産や動植物などの自然環境の保全・再生を推進する。

ラムサール条約の登録や世界ジオパークの認定など、地質遺産や自然の生態系の有効利用に努める。

絵の島にふさわしい土地利用や建物の建設等、景観に配慮した公共事業を推進する。

(3)事業計画(平成22年～平成27年)

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 | | |
|--------------|--------------|--------------------------------------|--|---|-------|--|
| 3生活環境の整備 | (1)水道施設 | 簡易水道 | | | | |
| | | 卯敷簡易水道改良事業 増補改良紫外線照射設備 | 隠岐の島町 | | | |
| | | 卯敷簡易水道改良事業 付帯工事 | 隠岐の島町 | | | |
| | | 久見簡易水道整備事業 増補改良・基幹改良ろ過施設整備 | 隠岐の島町 | | | |
| | | 久見簡易水道整備事業 付帯工事 | 隠岐の島町 | | | |
| | | 近石簡易水道統合事業 連絡管整備L=1700m | 隠岐の島町 | | | |
| | | 近石簡易水道統合事業 近石簡易水道統合整備事業付帯工事 | 隠岐の島町 | | | |
| | | 都万目簡易水道更新事業 ろ過施設等電機設備基幹改良電気機械設備更新 | 隠岐の島町 | | | |
| | | 都万目簡易水道更新事業 ろ過施設等電機設備基幹改良付帯工事 | 隠岐の島町 | | | |
| | | 飯美簡易水道改良事業 増補改良紫外線照射設備 | 隠岐の島町 | | | |
| | | 飯美簡易水道改良事業 付帯工事 | 隠岐の島町 | | | |
| | | 福浦簡易水道更新事業 浄水場、配水池基幹改良 | 隠岐の島町 | | | |
| | | 福浦簡易水道更新事業 付帯工事 | 隠岐の島町 | | | |
| | | 簡易水道統合整備事業 歌木簡易水道統合整備事業管路1200m | 隠岐の島町 | | | |
| | | 大津久簡易水道改良事業 電機設備基幹改良 | 隠岐の島町 | | | |
| | | 中村簡易水道基幹改良事業 西村配水池更新実施設計 | 隠岐の島町 | | | |
| | | 大久簡易水道基幹改良事業 電機設備基幹改良実施設計 | 隠岐の島町 | | | |
| | | (2)下水処理施設 | 公共下水道 | 西郷公共下水道事業(2期) 処理面積 81ha(247ha) 管路布設工事 L=30.0km | 隠岐の島町 | |
| | | | 農村集落 排水施設 | 五箇地区農業集落排水施設整備事業 管路布設工事 L=17.0km | 隠岐の島町 | |
| | 地域し尿 処理施設 | | 浄化槽市町村整備推進事業(2期)(計画 100世帯) 浄化槽設置整備 年20基 | 隠岐の島町 | | |

(3)事業計画(平成22年～平成27年)

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|--------------|--------------|--|--------|----|
| | その他 | 大久地区漁村再生交付金事業(漁業集落排水) 管路布設工事 L=3.5km | 隠岐の島町 | |
| | | 浄化槽設置整備事業(2期) 浄化槽個人設置分補助金 年10件 | 隠岐の島町 | |
| | (3)廃棄物処理施設 | | | |
| | ごみ処理 施設 | 清掃センター設備機器更新事業 設備機器更新工事(灰出しコンベア・パンカ等) | 隠岐の島町 | |
| | | 清掃車更新事業 ゴミ収集車 2台 | 隠岐の島町 | |
| | (4)消防施設 | | | |
| | | 消防施設整備事業[地域活力基盤創造事業] 積載車 4台、水槽車 4台 (隔年) | 隠岐の島町 | |
| | | 消防施設整備事業(消火栓設置) 消火栓設置 年5ヶ所 | 隠岐の島町 | |
| | | 消防施設整備事業(防火水槽) 防火水槽 年2基 | 隠岐の島町 | |
| | | 消防施設整備事業(消防車庫整備) 消防車庫整備事業 1棟(岬町地内) | 隠岐の島町 | |
| | | 消防機械器具整備事業 小型動力ポンプ更新 | 隠岐の島町 | |
| | | 消防機械器具整備事業[広域負担金] はしご車 1台・指揮車 1台等 | 隠岐広域連合 | |
| | | 消防防災無線デジタル化整備事業[広域負担金] 防災無線デジタル化工事 | 隠岐広域連合 | |
| | | 消防本部庁舎整備事業[広域負担金] | 隠岐広域連合 | |
| | | 消防本部通信指令台整備事業[広域負担金] | 隠岐広域連合 | |
| | (5)公営住宅 | | | |
| | | 町営住宅宮城ヶ丘団地改修事業 住宅改修(設監・外壁・防水・内部改修) | 隠岐の島町 | |
| | | 町営住宅加茂団地改修事業 住宅改修(設監、三点給湯、外壁改修、内部改修) | 隠岐の島町 | |
| | | 町営住宅宮ノ前団地建設事業 40戸新築 | 隠岐の島町 | |
| | | 町営住宅排水施設整備事業 | 隠岐の島町 | |
| | | 若者定住促進住宅買取事業 | 隠岐の島町 | |

(3)事業計画(平成22年～平成27年)

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|--------------|--------------|---|-------|----|
| | (7)その他 | | | |
| | | 上西地区急傾斜地崩壊対策事業〔県事業負担金〕 吹付法枠工L=35m A=260㎡ | 島根県 | |
| | | 加茂3地区急傾斜地崩壊対策事業〔県事業負担金〕 擁壁工L=100m 法枠工L=50m A=500㎡ | 島根県 | |
| | | 加茂大橋東地区急傾斜地崩壊対策事業〔県事業負担金〕 擁壁工L=30m 法枠工L=50m A=200㎡ | 島根県 | |
| | | 久見地区急傾斜崩壊対策事業 (県事業負担金) 吹付法枠工L=50m A=300㎡ | 島根県 | |
| | | 荒尾地区急傾斜崩壊対策事業 (県事業負担金) 擁壁工L=300m | 島根県 | |
| | | 高井地区急傾斜地崩壊対策事業〔県事業負担金〕 擁壁工L=32m 法枠工L=97m A=690㎡ | 島根県 | |
| | | 高井地区急傾斜地崩壊対策事業〔県事業負担金〕 交付金 | 島根県 | |
| | | 西町地区急傾斜地崩壊対策事業〔県事業負担金〕 県単 コンクリート張工L=60m | 島根県 | |
| | | 中村地区急傾斜地崩壊対策事業〔県事業負担金〕 擁壁工L=300m | 島根県 | |
| | | 大久地区漁村再生交付金事業 漁業集落環境施設整備 | 隠岐の島町 | |
| | | 土砂災害ハザードマップ作成事業 | 隠岐の島町 | |
| | | リサイクルセンター古紙回収事業 | 隠岐の島町 | |
| | | リサイクルセンター粗大ごみ回収事業 | 隠岐の島町 | |
| | | リサイクルセンター不燃ゴミ・資源ごみ収集運搬事業 | 隠岐の島町 | |

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 保健

学童期からの生活習慣病予防や壮年期(働きざかり世代)における内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)対策など、町民の健康に対するニーズは多様化している。

また、本町は高血圧や糖尿病・高脂血症など生活習慣病の患者が多く、がんや心臓病、脳血管疾患の原因にもなっていることから、その対策が急がれる。

健康診査は、町、民間企業、医療保険者によって実施されている、生活習慣病予防のための健康診査や保健指導が増加している。

平均寿命は県平均とほぼ同じであるが、65歳における平均自立期間を見ると、県や隠岐圏域よりもやや短くなっている。

発病後の腰痛、骨折などが、介護を必要とする原因となっている。

医療機関と行政が連携の強化を図り、より質の高い保健サービスの提供が必要となっている。

生活習慣病を予防するために、生活習慣の改善と生活習慣病対策として特定健康診査や特定保健指導などによる、より効果的な保健指導の実施が求められている。

高齢者が元気でいきいきと暮らすことができるよう、介護の予防や生きがい活動の取り組みが必要である。

すべての人が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすためには、健康診査など日頃の健康づくりによる疾病予防(一次予防)が重要であり、町民自らが自主的に健康を守る取り組みができるよう、地域ぐるみの健康づくり体制を構築することが必要である。

② 福祉

ア 児童福祉

核家族化や少子化の進行に伴い、家庭の子育て機能が低下し、家庭の中で協力して子育てを行うことが難しくなっており、さらに、近隣とのつながりが希薄化し、地域で互いに子育ての手助けをすることが少なくなり、子育てに対する不安感・孤独感が高まり、児童虐待を招く要因にもなっている。

子育て家庭の経済的支援を含め、安心して出産・子育てができる環境づくりが必要である。

イ 高齢者福祉

高齢化と高齢世帯の増加が進み、高齢者が高齢者を介護しなければならない状況があることや、コミュニティとしての機能が失われつつある地域も出てきている。

また、高齢者の社会参加への活動も低下してきている。

家族介護者の負担軽減への支援も含めた介護サービスの利用環境の充実や災害時

の対応、高齢者の社会参加の機会づくりなど、高齢者が住み慣れた地域で生活するための支援体制の確立や生きがいづくり対策が必要である。

ウ 障がい者福祉

町内の有効求人倍率が低い状況の中で、障がいのある人の就業機会の確保が極めて難しいことや、就業の機会を得ても支援体制が不備なため、わずかの期間で退職するという状況にある。

平成 18 年度からの「障害者自立支援法」の施行により、障がいのある人の自立に向けた支援がさらに求められている。

また、障がいのある人が安心して生活できるよう、適切なサービスの提供や就労支援など、自立と社会参加のための施策が必要である。

エ 生活支援

地方経済の低迷などにより、経済的支援が必要な世帯が増加する傾向にある。

また、離婚率も上昇し、特に母子家庭の母親は就業面では不利な状況があり、ひとり親家庭や経済的困窮者が増えている。

関係機関と連携しながら、生活困窮者の自立への支援を推進していくことが必要である。

(2) その対策

① 保健

子どもから高齢者まで、町民自らが自主的に健康を守る取り組みができる、地域ぐるみの健康づくり体制を推進する。

生活習慣を改善し、疾病を予防する「一次予防」の取り組みを重視し、一人ひとりの健康づくりを推進していくために、生涯教育との連携によりスポーツやレクリエーション活動の普及を促進する。

隠岐病院と町内の診療所、医療保険者、行政が連携して健康診査データと医療費データとの突合など健康課題を分析し、より効果的な保健指導を推進する。

② 福祉

ア 児童福祉

子どもを生む世代の人口が少なく、育児に対する精神的・経済的負担の増大により、出生率が低下している。安心して子どもを生み・育てる環境づくりが必要となっている。

子育てに対するさまざまな不安や悩みの軽減を図るため、家庭をはじめ地域社会全体が、子育て世代を支えていく環境づくりや、乳幼児の健康支援など、母子保健の充実を図る。

また、地域子育て支援センター事業、ファミリーサポートセンター事業、児童相談等を展開し、子育て環境の充実を図る。

さらに、多様なニーズに応じた保育サービスの充実と、保育施設の整備・充実を図る。

イ 高齢者福祉

住み慣れた地域や家庭で、自立した生活が継続できるために、介護保険サービスの整備、高齢者生活福祉センターの有効活用など保健・医療・福祉の総合的なサービスを受けられる体制の充実を図る。

高齢者が安心して暮らせる、各種福祉サービスの提供を促進するとともに、高齢者の生きがいをづくりとして、生活の知恵や地域の伝統を伝える活動等、得意分野で能力を発揮できるシステムの充実を図る。

ウ 障がい者福祉

すべての人が共に暮らせる地域社会をめざすノーマライゼーションの理念を実現するため、障がいのある人や高齢者にやさしい総合的な地域支援体制の充実を図る。

そのためにも、道路・公共施設のバリアフリー化等、ユニバーサルデザインを推進する。

また、障がいのある人の社会参加を促すために、生活支援施設、社会復帰施設等の整備を促進する。

エ 生活支援

安定した生活が送れるよう、各種福祉制度の活用により、生活援護を図るとともに、関係機関と連携を図り就労を促し、生活困窮者の自立の支援制度と、相談・指導・援助活動の充実を図る。

(3)事業計画(平成22年～平成27年)

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------------------|-----------------|---|---------------|----|
| 4高齢者等の保健及び 福祉の向上及び増進 | (1)高齢者福祉施設 | | | |
| | 高齢者生活 | 福祉施設整備事業(高齢者福祉施設スプリンクラー設置) | 隠岐の島町 | |
| | 福祉センター | 東郷地区高齢者福祉施設整備事業(用地、施設整備) 小規模多機能型居宅介護施設 | 隠岐の島町 | |
| | 老人ホーム | 福祉施設整備事業(スプリンクラー設置) スプリンクラー整備工事 清松園(2,789㎡) | 隠岐の島町 | |
| | | 福祉施設整備事業(スプリンクラー設置) スプリンクラー整備工事 なごみ苑(2,119㎡) | 隠岐の島町 | |
| | | 福祉施設整備事業(スプリンクラー設置) スプリンクラー整備工事 みのりの家(318㎡) | 隠岐の島町 | |
| | | 福祉施設整備事業 施設改修工事補助金(百寿荘3,000㎡、定員55名) | (社)隠岐共生 学園 | |
| | (7)過疎地域自立促進特別事業 | | | |
| | | 保育料軽減事業 | 隠岐の島町 | |
| | | 生活習慣病対策事業(がん検診) | 隠岐の島町 | |
| | | 放課後健全育成事業 | 隠岐の島町 | |
| | | 特別保育事業 | 隠岐の島町 | |
| | | 地域子育て支援センター事業 | 隠岐の島町 | |
| | | ファミリーサポートセンター事業 | 隠岐の島町 | |
| | (8)その他 | | | |
| | | 仁万の里整備事業 建設工事及び工事監理 | 隠岐広域連合 | |
| | | 私立保育所運営事業 | 隠岐の島町 | |

6 医療の確保

(1) 現況と問題点

①医療機関と医療連携体制

隠岐広域連合立隠岐病院(診療科14科、134床)は、離島の中核病院としての総合的な診療が可能であり、かつ精神病棟を有し、救急医療や町内の診療所に対する支援など地域医療の拠点的作用を担っている。一方で心筋梗塞や脳血管疾患など隠岐病院で十分に対応できない疾患については、本土の医療機関に頼っている状況にある。

町内の救急搬送については、隠岐広域連合において、救急車と救急救命士を配置し対応しているが、年々件数が増え続けている状況にある。

また救急出動の体制を強化するために、救急救命士の計画的な養成と高規格救急自動車の配備を進め、救命率の向上を図ることが必要である。

②医師、医療従事者等の確保

隠岐病院のほかには、町立と開業医による診療施設が歯科を含めて17箇所あり、公的医療施設の医師の招聘については、島根県立中央病院や島根大学医学部附属病院からの派遣や県の赤ひげバンクなどにより対応しているが、全国的な医師不足から、医師の招聘が難しく、これまでの診療体制の維持が困難となっている。

医師をはじめ医療スタッフの人材育成、労働環境の整備や、人材の確保が必要となっている。

③医療施設の整備

隠岐病院は、老朽化と狭隘で、最新の診療機器の導入が困難であるなど、治療・療養環境としては好ましくない状況にあり、高度医療の導入、療養病床等の慢性期医療機能の充実など、町民から信頼される地域に根ざした施設の整備に向け、取り組んでいる。

(2) その対策

①医療機関と医療連携体制

質の高い医療サービスを求める声は、近年ますます大きくなってきており、離島である本町にとって救急医療や高度医療をはじめとする医療体制の充実が安心して暮らすための重要な条件の一つである。このため、予防医療からリハビリテーションに至る包括的な医療施設・医療体制の体系的整備に努め、保健・医療・福祉のネットワーク化による充実したケア・きめ細かいサービスが提供できる環境を整える。

特に、保健、医療、福祉、介護の連携を図るため、相互に情報を有効に利用できる電子システムの導入を促進する。

また、離島である本町にとって救急医療や高度医療をはじめとする医療体制の充実が

安心して暮らすための重要な条件の一つであり、高度医療における隠岐病院と本土の医療機関、並びに隠岐病院と町内の診療所との連携の強化と診療機能の分担を促進していく。

さらに、救急医療・高度医療については、情報通信技術を活用した遠隔画像診断システムの電送時間の短縮、医療機関相互の連携強化、緊急患者輸送体制の充実等に努める。

②医師、医療従事者等の確保

医師・看護師等の医療スタッフの充実については、地元出身者や本土の地域医療に貢献意欲のある人材の確保に向けて、処遇の改善、奨学金制度の充実及びU・I・Jターン者の受け入れに努める。

救急救命士の計画的な養成と高規格救急自動車の配備等による救急医療体制の充実を図っていく。

③医療施設の整備

隠岐病院は経営の健全化を図るとともに、療養病床等の慢性期医療機能、リハビリテーション機能等の拡充・強化、感染症病床の設置が必要であり、地域の中核病院としての医療機能を整備する。

老朽化している隠岐病院の改築については、新病院の整備を更に推進していく。

(3)事業計画(平成22年～平成27年)

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|--------------|-----------------|-------------------------------------|--------|----|
| 5医療の確保 | (1)診療施設 | 病院 隠岐病院建設事業〔広域連合負担金〕 建設工事・医療機器整備 | 隠岐広域連合 | |
| | | 隠岐病院医療機器整備事業〔広域連合負担金〕 | 隠岐広域連合 | |
| | 診療所 | 五箇診療所医療設備整備事業 超音波診断装置 1台、心電計 1台等 | 隠岐の島町 | |
| | | 中村診療所医療設備整備事業 レントゲン現像機1台 | 隠岐の島町 | |
| | | 中村歯科診療所医療機器整備事業 歯科診療台(ｸﾗｰｽﾞ)1台 | 隠岐の島町 | |
| | (3)過疎地域自立促進特別事業 | 島外出産助成事業 | 隠岐の島町 | |
| | | 離島勤務医師助成事業 | 隠岐の島町 | |
| | | 腎機能障害者通院費助成事業 | 隠岐の島町 | |

7 教育の振興

(1) 現況と問題点

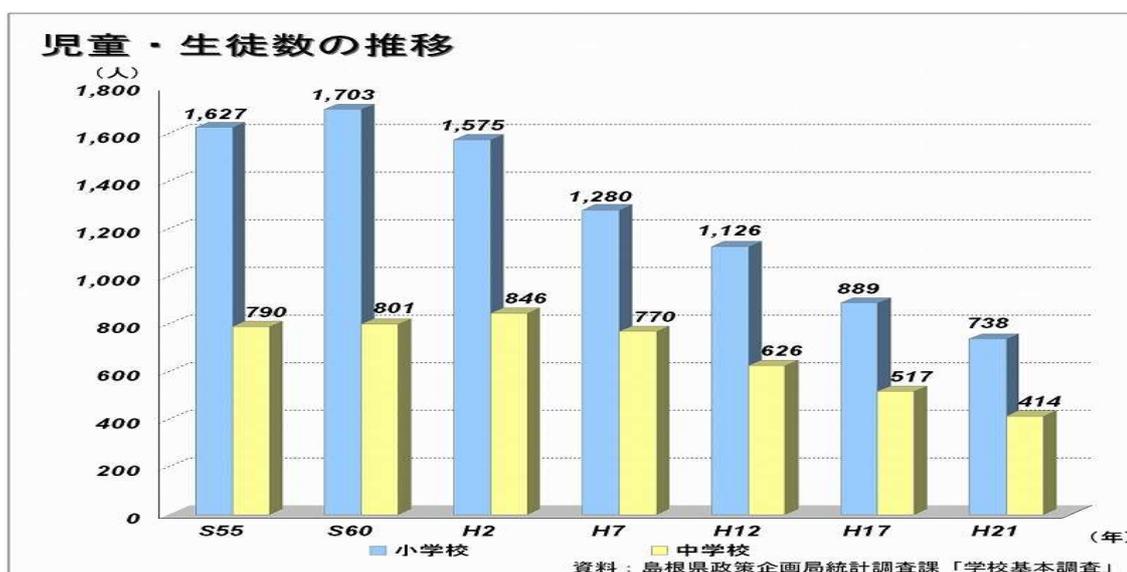
①学校教育

国際化や情報化の進展、少子高齢化の進行など社会の急速な変化の中で、本町でも生活様式や家庭環境などが大きく変化し、子どもたちの心身の発達に様々な影響を与えてきている。子どもたちは自然の中や集団での遊びが減少し、体験から身につけていた「生きる力」を失いつつある。自ら学び自ら解決していくことのできる力、心豊かに、たくましく生き抜いていく力をもった子どもを育成することが求められている。

本町では本年4月に小・中学校の統合を行い、現在、幼稚園1校、小学校7校、中学校4校、高等学校2校、特別支援学校1校で教育活動を行っている。

学校施設については、老朽化が進み、特に昭和56年以前の旧建築基準法で建築された校舎、屋内運動場の施設については、耐震化による児童生徒の安全確保の観点から施設の改善が急がれている。

遠距離通学する子どもたちを支援するため、スクールバスの整備と運行を行っていたが、近年、学校の統廃合を進めたことから遠距離通学を行う子ども達が更に増加している。そのためスクールバスの運航路線と車両数も増加している。



②家庭教育

子どもたちを取り巻く環境は大きく変わり、地域社会の連帯感や共同意識が希薄化している状況になっており、少子化や核家族化などを背景に、規範意識や公共心の喪失など家庭における教育力の低下が問題視されている。

そのような中、子どもたちの「生きる力」を育むために、学校、家庭、地域が連携し、教育力の向上を推進していくことが必要である。

③社会教育

変化の激しい社会の中、心の豊かさや生きがいづくりを求め、知識や技術を習得しようとする意欲や関心が高まってきている。

生活の向上、職業上の能力の向上や、自己の実現を目指し、町民の自発的な意志に基づいた生涯学習の機会を提供することが必要である。

スポーツの振興については、スポーツ教室の開催など生涯スポーツの推進に取り組んでいるが、スポーツを楽しむ環境整備は十分とは言えず、スポーツ活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動など、町民が誰でも気軽に取り組むことができる環境の整備が求められている。

(2) その対策

①学校教育

学校においては、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して問題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等の能力を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実を図っていく。

また、子どもたちが自己の生き方についての考えを深め、豊かな体験を通して内面に根ざした道徳教育の推進や地域の教育資源である「ひと・もの・こと」を活かしたふるさと教育を推進することにより、心豊かでたくましい子どもの育成が図られるよう教育活動を推進する。

学校施設については、維持修繕だけでなく、年次的に大規模改修、耐震改修、改築等の施設整備を推進するとともに、適正な集団生活の中で学習できるよう、心身共にバランスのとれた発達を促す教育環境の整備を推進する。

遠距離通学する子どもたちの支援のため、引き続きスクールバスの運行と老朽化した車両の更新を行っていく。

②家庭教育

次世代を担う心豊かなたくましい青少年を育成していくために、地域を愛する心を育てることを目的とした地域行事や学校外活動による社会参加を促進する。

未来を担う視野の広い人材を育成するため、スポーツ交流、体験交流等の交流環境の整備を推進する。

また、たくましく生きる力を育てるため、自然体験、社会体験、生活体験、農業体験等の地域ぐるみの取り組みを促進するとともに、行政、学校、地域社会などが連携・協力しながら、親子がさまざまな活動を共に体験できる機会の充実を図っていく。

③社会教育

学校、家庭、地域が連携した地位ぐるみの教育活動を推進するために、誰もがいつで

も学習できる図書館、公民館等の生涯学習施設など、地域活動の拠点となる施設の整備と充実を図っていく。

視野の広い人材を育成するため、島内外の情報を広く活用でき、誰もが必要な情報を利用できる情報通信環境の充実を図っていく。

また、豊かで活力ある「地域・まちづくり」、「隠岐びとづくり」を旨とし、町民が自由に学習する機会を選択し、その成果が適切に評価される生涯学習社会の構築を推進する。

公民館、自治会などの団体が互いに連携し、「地域力」を活かした町民主体のまちづくりを推進するために、コミュニティ活動を支援する。

スポーツの振興については、地域における総合型地域スポーツクラブの育成など、地域の団体やグループ活動に支援を働きかけ、生涯にわたるスポーツ活動を推進する。

(3)事業計画(平成22年～平成27年)

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|--------------|-----------------|-----------------------------|-------|----|
| 6教育の振興 | (1)学校教育関連施設 | | | |
| | 校舎 | 中村中学校・統合新設小学校改修事業 | 隠岐の島町 | |
| | | 西郷小学校改修事業 | 隠岐の島町 | |
| | | 五箇小学校耐震改修事業 | 隠岐の島町 | |
| | | 磯小学校災害防除事業 | 隠岐の島町 | |
| | | 校舎背後地の法面補修 | 隠岐の島町 | |
| | | 西郷中学校耐震改修事業 | 隠岐の島町 | |
| | | 校舎2棟及び屋体1棟の耐震補強工事 | 隠岐の島町 | |
| | | 中条小学校耐震改修事業 | 隠岐の島町 | |
| | | 校舎2棟及び屋体1棟の耐震補強工事 | 隠岐の島町 | |
| | | 学校暖房器交換整備事業 | 隠岐の島町 | |
| | 屋内運動場 | 五箇小学校耐震改修事業 | 隠岐の島町 | |
| | | 西郷中学校耐震改修事業 | 隠岐の島町 | |
| | スクールバス ・ボート | スクールバス整備事業 | 隠岐の島町 | |
| | | 西郷小29人乗4駆1台・都万小(歌木)15人乗4駆1台 | 隠岐の島町 | |
| | 給食施設 | 給食センター改修事業〈統合〉 車庫増築工事等 | 隠岐の島町 | |
| | | 給食センター備品整備事業 | 隠岐の島町 | |
| | | 給食配送車 1台等 | 隠岐の島町 | |
| | | 給食センター備品整備事業 | 隠岐の島町 | |
| | (3)集会施設、体育施設等 | | | |
| | 公民館 | 布施公民館改修事業 | 隠岐の島町 | |
| | | 玄関バリアフリー・スロープ工事等 | 隠岐の島町 | |
| | | 隠岐の島町公民館公用車整備事業 | 隠岐の島町 | |
| | | 公用車配備 ワゴン車1台、軽貨物車1台 | 隠岐の島町 | |
| | 集会施設 | 平地区集会所建設事業 木造平屋建設 72㎡ | 隠岐の島町 | |
| | | 下元屋地区集会所建設事業 木造平屋建設 105㎡ | 隠岐の島町 | |
| | | 蛸木地区集会所建設事業 木造平屋建設 104㎡ | 隠岐の島町 | |
| | | 向ヶ丘集会所改修事業 | 隠岐の島町 | |
| | | | 隠岐の島町 | |
| | (4)過疎地域自立促進特別事業 | | | |
| | 学校図書館司書配置事業 | 隠岐の島町 | | |
| | 教育振興事業補助金 | 隠岐の島町 | | |
| | 小中学生・県大会出場補助金 | 隠岐の島町 | | |
| | 修学旅行補助金 | 隠岐の島町 | | |
| | 小中学生・修学旅行補助金 | 隠岐の島町 | | |

8 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

①伝統文化・伝統芸能の保存伝承

本町の豊かで美しい自然は、大山隠岐国立公園に指定されている貴重な地域資源であり、これらの離島独特の自然環境が残されているが、自然破壊や希少動植物の減少も見られる。豊かな自然環境や集落景観を保全し、住民と調和した保護、保全活動が求められている。

本町においては、隠岐地域の教育振興、地域振興を目的としてユネスコが支援を行う世界ジオパーク認定を目指しており、平成 21 年 6 月に隠岐ジオパーク推進協議会を設立し、平成 21 年 10 月には日本ジオパークに認定されている。

世界ジオパークへの認定に向けては地域住民が主体となった活動であることが重要であり、ジオパーク活動による郷土愛の向上に務めるとともに、人材育成、地域振興、観光振興が求められている。

また、急速に進む高齢化や、個人の価値観の多様化などにより、伝統行事や伝統芸能の継承・保存が年々困難となっている。

かけがえのない貴重な文化的な財産を後世に伝えていくために、文化財の保護に努めると共に、地域が一体となって学ぶ場をつくり、伝承する機会を提供するためにも、地域の情報基地として図書館・公民館などを活用することが必要である。

散逸する恐れがある文化財の情報を広く募り、収集に努めるとともに、国・県指定の重要な文化財をはじめとする文化財等を収集・整理する施設整備を含めた保存活用体制の充実が必要である。

②地域文化の振興等

地域の伝統的な祭りなどの地域文化の保存伝承については、活動を行う施設整備と充実を図るとともに、地域が一体となって学ぶ場をつくり、伝承することが必要である。

また、地域の情報基地として図書館・公民館を活用することが必要である。

(2) その対策

①伝統文化・伝統芸能の保存伝承

離島の恵まれた自然環境と調和したうまいのあるまちづくりを展開するために、国立公園の保護と活用を図るとともに、島独自の地質遺産や動植物などの自然環境の保全・再生を推進する。

ラムサール条約の登録や世界ジオパークの認定など、地質遺産や自然の生態系の有効利用に努める。

特に世界ジオパークの認定については、学校や地域におけるジオパーク活動を通じてふ

るさと隠岐への意識を高め、関係機関との連携を図りながら、世界ジオパーク認定を契機とした教育振興、地域振興に努める。

また、本町には、豊かな民俗芸能や伝統文化、歴史遺産等が数多くある。これらの記録・保存、継承のため、文化遺産の保存活用と資料館等の施設の整備を推進する。

②地域文化の振興等

地域の伝統文化、芸術活動の保存育成を推進するために、誰もがいつでも学習できる図書館、公民館等の生涯学習施設、地域活動の拠点となる集会所等の整備と充実を図る。

視野の広い人材を育成するため、島内外の情報を広く活用でき、誰もが必要な情報を利用できる情報通信の環境整備と充実を図る。

(3)事業計画(平成22年～平成27年)

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|--------------|-----------------|----------------|-------|----|
| 7地域文化の振興等 | (1)地域文化振興施設等 | | | |
| | その他 | 文化財説明板設置事業 | 隠岐の島町 | |
| | (2)過疎地域自立促進特別事業 | | | |
| | | 無形民俗文化財補助金交付事業 | 隠岐の島町 | |
| | | 隠岐ジオパーク推進事業 | 隠岐の島町 | |

9 集落の整備

(1) 現況と問題点

①集落運営の仕組みづくりについて

本町には、90近くの地区(集落)が存在しているが、人口の約半分が西郷地区に集中し、住宅の密集、道路状況等生活環境上の問題を抱えている。

近年、西郷地区市街地においては都市化が進み、郊外に商業施設、公共施設の移転、新興住宅団地の形成等変化が見られる。

一方、西郷地区以外の各地区においては、小規模の集落が点在し、急速な人口・世帯数の減少や少子高齢化が進み、これまで、集落の維持、活動を支えてきた区・自治会においても小規模集落を中心として集落機能や集落自体の維持が危ぶまれる状態にある。

こうした状況の中にあつて、集落の維持、活性化を図るためには、自治会相互における連携や集落間の広域活動の展開など、集落を超えた新たな住民自治組織の育成に向けたしくみづくりを進める必要がある。

また、集落の維持、活性化対策に取り組むために、集落点検を行い集落活性化ビジョンを策定するとともに、地域の課題を見いだし解決するためのアドバイザー的な存在となる人材の育成・確保に向けた取り組みが必要となっている。

②U・Iターンの促進について

各地区毎に定住住宅建設をはじめとする定住対策に取り組んできているが、特に若者の集落離れは著しく、自治機能の低下を招き、伝統文化が継承できなくなることへの懸念、集落の維持や学校の存続の面までも打撃を与えるだけでなく、過疎化に一層の拍車をかけている。

就業構造では、農林水産業を中心に過疎・高齢化が進展し、地域の活力の低下が顕在化してきており、地域産業の衰退につながりかねない状況となっている。

農林水産業への就業を希望する若者や、地域資源を活かした新たな企業誘致、企業化を促しており、こうした移住希望者の受入を積極的に行うための体制整備が必要となっている。

③集落の整備

小規模集落は概して集落道の幅員が狭く、なおかつ隣接集落及び基幹道路との連結する迂回路がなく、災害、緊急時の活動に支障が予測されるなど住民の不安があり、集落離れの一要因となっており、集落機能を維持するため道路整備をはじめとする交通通信ネットワークの整備は急務である。

(2) その対策

①集落運営の仕組みづくりについて

(新たな地域運営)

集落の維持・活性化には、地域の住民自らが地域づくりに関心を持ち、自主的な活動に取り組むことが最も重要である。

住民が主体的に地域づくりを進めていくために

- ①まちづくりへの住民参加を保障すること、
- ②まちづくりの情報を住民と行政が共有すること
- ③まちづくりを住民と行政が協働で進めること

が必要である。

このため、隠岐の島町総合振興計画の基本方針にある「隠岐びとが学び集う環境づくり」及び基本施策にある「活気ある住みよい地域社会の構築」の実践を目指し、住民主体のまちづくりを推進する。

少子高齢化や担い手不足が進む中で、近い将来、地域運営が困難となる集落が増えることが予想される。

こうした状況を克服するために、地域住民が主体的に地理的条件や生活条件など地域の実情に応じて活発な地域活動を展開できるように、自治組織の機能強化や、新たな地域運営の仕組みづくりを構築し、地域課題を解決するため取り組みに対して支援をする。

また、地域活動が円滑に運営されるよう、島の内外の人材を活用した「集落支援員」や「地域おこし協力隊」の配置や、さらには地域課題を調査研究するために大学、研究機関との連携を図り、積極的に人材の育成・確保を推進する。

さらに、複数集落を包含したスケールメリットを発揮できる単位で、新たな地域運営の仕組みづくりを構築し、その取り組みに対して支援する。

(公民館活動と地域連携の充実)

公民館、自治会などの団体が互いに連携し、「地域力」を活かしながら町民主体のまちづくりのために、更に充実したコミュニティ活動を支援する。

②U・Iターンの促進について

(定住相談窓口の強化)

本町への移住希望者が気楽に相談できる相談窓口を設置し、定住支援員等による情報の提供、相談、住宅等の斡旋を一体的に行うことのできる支援体制を構築する。

また、移住希望者が本町での生活を簡便に体験できるよう、旧教員住宅などに生活家電家具などを備えた短期滞在型施設を整備し、移住交流を促進する。

(空き家を活用した移住の促進)

人口減少とともに増えている空き家のうち、賃貸可能な物件の情報を収集し、「しまねUIターン住宅相談員」と連携を図りながら移住希望者に向けて住宅情報を提供し、移住を促進する。

(若者移住交流の強化)

隠岐に関心のある若者に向けて、島内の恵まれた自然や価値ある資源情報の発信や、住民と連携交流する地域活動を促進し、若者のIターンに繋げていく。

また、島内の小中校生と島外の若者との交流により、島内資源の再認識を促し、愛郷心を育てることで、将来のUターンを促進する。

③集落の整備

集落の整備は、長期展望にたつて、住民の意向等を十分に考慮し行うこととするが、若者が定着し、UIターン者も含め、地域住民が暮らしやすい生活環境を整備することが必要である。

小規模集落の整備については、集落内道路の拡張を急ぐとともに一集落二路線の連絡道の確保を目指し整備を行う。また、公営住宅の一極集中を避け、分散立地を推進する。

集落の維持のため、集落拠点施設の整備はもとより、情報ネットワークの段階的整備を進めるものとし、これら整備全般について、地域住民との話し合いの中で、地域バランスのとれた整備を実施する。

(3)事業計画(平成22年～平成27年)

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|--------------|-----------------|---|-------|----|
| 8集落の整備 | (1)過疎地域集落再編整備 | 空屋再生等推進事業 | 隠岐の島町 | |
| | | 旧加茂小学校体育館改修事業 | 隠岐の島町 | |
| | (2)過疎地域自立促進特別事業 | 定住奨学金事業 | 隠岐の島町 | |
| | | 集落地域活性化事業 集落地域活性化交付金(補助率10/10) 対象集落:90 | 隠岐の島町 | |
| | | コミュニティ再生重点プロジェクト事業 (布施・武良地区) | 隠岐の島町 | |
| | | まちづくり事業補助金 補助率10/10 限度額300 | 隠岐の島町 | |
| | | 集落地域再生事業 (集落点検、活性化ビジョンの策定、集落支援員設置) | 隠岐の島町 | |
| | | | | |

10 その他地域の自立促進に必要な事項

(1) 現況と問題点

① 人権尊重の社会

人権尊重の意識や理解は、これまでの教育や啓発を通して高まりつつあるが、女性、子ども、高齢者、同和問題などさまざまな人権に関わる問題に加えて、インターネットによる人権侵害など新たな事象が後を絶たない状況である。

あらゆる学習の機会と場において、民主的で住み良い地域を築いていこうとする意欲と実践力を高める必要がある。

人権意識高揚のための人権教育及び人権啓発の推進が必要である。

② 男女共同参画の社会

人口減少や少子高齢化の進展、雇用環境の変化など社会情勢の急速な変化により、男女が共に、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現が求められている。

多様な生き方が選択できる社会にあって、町民誰もが生き生きと輝いて暮らすためには、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性的役割分担意識の解消を図り、男女が共に家庭生活と社会生活の両立ができる環境づくりが求められている。

(2) その対策

① 人権尊重の社会

人権意識を高めるために、学校、家庭、職場及び地域などあらゆる場を通じて人権教育の推進や人権尊重の啓発活動に努めるとともに、人権問題に対する正しい知識と、人材育成に努める。

② 男女共同参画の社会

これからの少子高齢化の進展や、社会環境の変化に的確に対応するため、男女が性別に関わりなく、個性と協力を発揮できる男女共同参画社会の実現に取り組む。

「隠岐の島町男女共同参画基本計画」に基づき、男女平等意識の啓発活動を推進するとともに、各種審議会への女性の参画や女性職員の役職員への登用など、あらゆる分野への男女共同参画を推進する。

11 過疎地域自立促進特別事業(一覧表)

事業計画(平成22年～平成27年)

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業概要 | 事業主体 | 備考 |
|--------------|---------------------|-------------------------------------|---|--------------|----|
| 1産業の振興 | (9)過疎地域自立促進 特別事業 | | | | |
| | | 新規自営漁業者定着支援資金貸付事業 | 新規自営漁業者に対して定着支援資金の貸付を行い、漁業への定着を図る。 | 隠岐の島町 | |
| | | ウルトラマラソン実施事業(第2、3次) | ウルトラマラソンを開催し、町民と訪れる人がふれ合うことにより、地域間交流、島の活性化を促進する。 | 実行委員会 | |
| | | 隠岐の島町観光宣伝事業 | 幅広く島内の観光宣伝活動、地域振興を促進するために、隠岐の島町観光協会に補助する。 | (社)隠岐の島町観光協会 | |
| | | プレミアム付商品券発行事業 | 町内の景気拡大を図り、個人消費を促進し、地域経済の振興と活性化に寄与することを目的とし、町内事業所で利用できるプレミアム付き商品券を発行する。 | 隠岐の島町 | |
| | | コンベンション開催支援事業 | コンベンション及びスポーツ大会等の開催を支援し、宿泊・交流人口の増加と地域経済の活性化を図る。 | 隠岐の島町 | |
| | | 隠岐産品開発・販路開拓支援事業 | 専門家から指導・助言を受け、商品力の強化及び新商品の開発を推進し、島外への出店も行い販路拡大を図る。 | スモールビジネス協議会 | |
| | | 突牛導入事業(第2、3次) | 伝統文化である牛突き保存及び伝承ため、突き牛の購入に助成を行い、飼育者の経済的な負担を軽減させる。 | 隠岐の島町 | |
| | | マダイ放流事業 (県水産振興協会負担金) | マダイ稚魚の放流を継続して行なうことにより、沿岸漁業資源の維持・回復を図る。 | 島根県水産振興協会 | |
| | | 離島漁業再生支援交付金事業 (漁業集落交付金) | 漁場環境の保全活動を継続的に実施する取組に対して交付金を交付する。 | 隠岐の島町 | |
| | | 企業の農業参入連携支援事業 | 農業参入する企業が実施する起業化及び販売促進に対し助成を行い地域農業の再構築を図る。 | 民間企業 | |
| | | 企業誘致促進支援事業 (家賃補助、雇用補助) | 本町の産業振興及び雇用の促進を図るため、誘致企業に対し投資助成金・家賃助成金・雇用助成金を交付する。 | 民間企業 | |
| | | 木質バイオマス事業化企業調整事業 | バイオマス関連施設(チップ工場、発電施設、リグニン製造施設)の誘致を行うため、経済産業局と連携しながら、継続的に関連企業との調整・誘致を行う。 | 隠岐の島町 | |
| | | 畜産振興事業 (肉用牛生産支援) | 肉用牛の生産に対し補助を行い、島内の畜産事業の振興を図る。 | 隠岐の島町 | |
| | 間伐促進事業 | 山林の所有者が間伐を行う際に補助を行い、間伐を促進し山林の荒廃を防ぐ。 | 隠岐の島町 | | |

事業計画(平成22年～平成27年)

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業概要 | 事業主体 | 備考 |
|-----------------------------|----------------------|--------------------------------|--|-------|----|
| | | 松くい虫危険木処理事業 | 観光資源地区における松くい虫による危険木を伐採し、観光地区における景観保全及び住民の安全確保に努める。 | 隠岐の島町 | |
| | | 松くい虫対策事業(防除・駆除) | 観光資源地区においては空中散布、防風林においては地上散布及び樹幹注入、被害木となってしまったものについては伐倒駆除を実施し観光資源保全に努める。 | 隠岐の島町 | |
| | | 耕作放棄防止事業 | 農地利用集積円滑化団体、担い手や集落営農組織等が、保有し作付していない農地に対し助成を行い耕作放棄を防止する。 | 隠岐の島町 | |
| | | 農地利用集積円滑化団体支援事業 | 農地利用集積円滑化団体が、農業経営者及び農地保有者に対し「農地所有者代理事業」、「農地売買等事業」、「研修等事業」を行うための支援を行う。 | 隠岐の島町 | |
| | | 樹種転換支援事業 (針葉樹から広葉樹への樹種転換) | 枯れ松跡地の造林や伐採の植林に補助を行い、広葉樹を柱に推進し山林の荒廃を防ぐ。 | 隠岐の島町 | |
| | | 港湾施設長寿命化計画策定事業 | 定期的に港湾施設の点検を行うことで、施設の長寿命化を図る。 | 隠岐の島町 | |
| 2交通通信体系の整備 情報化及び地域間交流の促進 | (10)過疎地域自立促進 特別事業 | 生活交通対策事業 (廃止代替バスリース料助成) | 廃止代替バスの運行に係る路線バスのリース料を助成する。 | 民間企業 | |
| | | 生活交通対策事業 (路線バス運行維持) | 地域住民の日常生活を支える交通手段として廃止代替バス等を運行し、高齢者等交通弱者の交通手段を確保する。 | 民間企業 | |
| | | 都市との地域間交流事業 (世田谷区・豊中市・池田市) | 交流人口の拡大と隠岐の知名度アップを図ること等を目的に、交流団体として「まつり」に参加し、相互交流の推進を図る。 | 隠岐の島町 | |
| | | 島前・島後間海上交通整備事業 | 島後・島前間の生活航路として海上交通網の整備を図り、医療関係職員等の通勤網としても利用する。 | 隠岐の島町 | |
| | | コミュニティバス運行事業 | バス路線のない地域に対しコミュニティバスの運行を行い、高齢者等が安心して暮らせる地域づくりを行う。 | 民間企業 | |
| | | 空港利用促進事業補助金 (隠岐空港ジェット化推進事業) | 隠岐空港利用促進のため、PR活動、運賃補助等の活動を行う。 | 隠岐の島町 | |
| | | 離島海上交通経営支援補助金隠岐汽船経営支援 | 島民の生活路線である隠岐航路を維持するため、運航会社である「隠岐汽船株」の経営支援として、フェリーに係る固定資産税相当額を補助する。 | 民間企業 | |
| | | 離島航空路線維持対策事業補助金 (隠岐出雲便運行支援) | 島民の生活路線の意味合いの強い隠岐空港―出雲空港路線の運航費の補助を行う。 | 隠岐の島町 | |

事業計画(平成22年～平成27年)

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業概要 | 事業主体 | 備考 |
|---------------------|---------------------|------------------------------------|--|-------|----|
| | | 都市交流 町出郷者総会参加事業 | 関東・関西・中部・中国各町出郷者総会へ参加し、連携を図りながら島のPR等を行う。 | 隠岐の島町 | |
| | | 中村小学校跡地利用対策事業 (過疎地域等自立活性化推進交付金) | 閉校となった中村小学校の跡利用について(株)ものづくり学校を誘致するため①ビジネスプランコンテストの開催②ワークショップの開催③PR用プロモーションビデオの作成を行う。④ホームページの開設 | 隠岐の島町 | |
| | | 全国離島交流事業 (離島中学野球大会負担金) | スポーツを通じて“島”と“島”の交流を図り、「新しい風」を吹き込み、島に住む人々の夢づくり、人づくりを行い、島の活性化を図る。 | 実行委員会 | |
| 4高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (7)過疎地域自立促進 特別事業 | 保育料軽減事業 | 保育料を減免することで、家庭の負担を軽減し、安心して出産、育児ができる環境を整備する。 | 隠岐の島町 | |
| | | 生活習慣病対策事業(がん検診) | 生活習慣病対策として、がん検診を行い早期の発見、治療を行う。 | 隠岐の島町 | |
| | | 放課後健全育成事業 | 小学生の放課後の居場所づくりとして、保育所で小学生の受け入れを行う。 | 隠岐の島町 | |
| | | 特別保育事業 | 子育て家庭におけるさまざまなニーズ(時間延長、一時預かり等)に対応し、子育てと仕事の両立可能な環境を整備する。 | 隠岐の島町 | |
| | | 地域子育て支援センター事業 | 児童の成長・発達等に関する相談指導や子育てサークル、子育てに関する情報提供を紹介することにより子育て家庭の支援を行う。 | 隠岐の島町 | |
| | | ファミリーサポートセンター事業 | 育児支援を行いたいもの(協力会員)と育児支援を受けたいもの(利用会員)からなる組織を設置し、会員同士で相互支援を行うことで、子育てと仕事の両立が可能な環境を整備する。 | 隠岐の島町 | |
| 5医療の確保 | (3)過疎地域自立促進 特別事業 | 島外出産助成事業 | 島外での出産者に対し滞在費等の助成を行い、安心して子供を産み育てられる環境を整備する。 | 隠岐の島町 | |
| | | 離島勤務医助成事業 | 島外からの勤務医に助成を行い、離島への医師確保を行う。 | 隠岐の島町 | |
| | | 腎機能障害者通院費助成事業 | 腎機能障害により人工透析を受ける通院者へ交通費を助成することにより経済的負担の軽減を図る。 | 隠岐の島町 | |

事業計画(平成22年～平成27年)

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業概要 | 事業主体 | 備考 |
|---------------------------------------|--------------|--|--|-------|----|
| 6教育の振興 | (4)過疎地域自立促進 | | | | |
| | 特別事業 | 学校図書館司書配置事業 | 中学校図書館へ司書を配置し、環境整備、授業支援を行う。 | 隠岐の島町 | |
| | | 教育振興事業補助金 小中学生・県大会出場補助金 | 島外大会に出場する際の経費を補助し、家庭の負担を減らし教育の振興を図る。 | 隠岐の島町 | |
| 修学旅行補助金 小中学生・修学旅行補助金 | | 修学旅行に行く際の経費を補助し、家庭の負担を減らし教育の振興を図る。 | 隠岐の島町 | | |
| 7地域文化の振興等 | (2)過疎地域自立促進 | | | | |
| | 特別事業 | 無形民俗文化財補助金交付事業 | 町内の指定文化財へ文化財存続のための補助金を交付する。 | 隠岐の島町 | |
| | | 隠岐ジオパーク推進事業 | 世界ジオパーク登録へ向け、PR活動、住民への啓発活動等を行う。 | 隠岐の島町 | |
| 8集落の整備 | (2)過疎地域自立促進 | | | | |
| | 特別事業 | 定住奨学金事業 | 向学心を有し、地域に定住を志向する者を対象に貸し付けを行い、学校卒業後返還となるが、卒業後5年以内に町内に居住し、引き続き5年以上居住した場合は返還を免除する。 | 隠岐の島町 | |
| | | 集落地域活性化事業 集落地域活性化交付金(補助率10/10 対象集落:90) | 地域の区、自治会、町内会などが集落維持及び活性化のために行う事業のうち、町長が適当と認めた事業に対し、交付金を交付する。 | 隠岐の島町 | |
| | | コミュニティ再生重点プロジェクト事業 (布施・武良地区) | 県のモデル事業としてコミュニティ組織(布施・武良地区)の活動支援を行い、今後のコミュニティ支援のあり方を検討する。 | 隠岐の島町 | |
| | | まちづくり事業補助金 (補助率10/10 限度額300) | 地域産業の振興、地域活性化に関する取り組み(事業)を行おうとする団体、自治会等のコミュニティ及び企業に対して助成する。 | 隠岐の島町 | |
| 集落地域再生事業(集落点検、活性化 ビジョンの策定、集落支援員設置) | | 少子高齢化がすすむ集落の点検を行い、集落の活性化ビジョンを策定し、地域づくり等担う組織づくりを促進する。 | 隠岐の島町 | | |